

原野の種別	評価額	評価率	備考
純原野	0.7		
中間原野	0.7		
市街地原野	0.7		
山林の部	0.7		

原野の部

1. 原野の評価方式

原野の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる方式によって行う。

(1) 純原野及び中間原野

倍率方式（その原野の固定資産税評価額に一定の倍率を乗じて計算した金額によって評価する。）

(2) 市街地原野

比準方式（その原野が宅地であるとした場合の価額を基として評価する。）

2. 1の評価方式の適用地域については山林の部の別表に掲げる各地域に準ずる。

なお、この表に記載のない地域の原野は、原則として純原野として評価する。

3. 評価方法

(1) 純原野

原野の固定資産税評価額に純山林に掲げる倍率を乗じて計算した金額によって評価する。

(2) 中間原野

原野の固定資産税評価額に、山林の部の別表に掲げる倍率を乗じて計算した金額によって評価する。

(3) 市街地原野

山林の部の市街地山林に準じて評価する。

4. 貸し付けられている原野の評価

貸し付けられている原野の評価は、上記に定める方式により評価した原野の価額からその原野にかかる地上権又は賃借権の価額を控除した金額によって評価する。

〔備考〕

地積及び固定資産税評価額については、山林の部の〔備考〕に準じて算出する。

牧場・池沼の部

原野の部の定めを準用して評価する。

鉱泉地の部

鉱泉地の価額は、原則として、一筆を単位として、基本価額(160万円)に温泉地指数とゆう出量指数とを連乗して計算した金額によつて評価する。

ただし、鉱泉地の固定資産税評価額に1.0の倍率を乗じて計算した金額によつて評価した価額が適当である鉱泉地については、上記の評価方法に代えてその金額により評価してもさしつかえない。

(温泉地指数表)

署名	温泉地名	指数	署名	温泉地名	指数	署名	温泉地名	指数
峰山	木津	0.35	豊岡	城崎	1.10	田辺	鮎川	0.40
兵庫	有馬	1.10	"	湯村	0.60	新宮	勝浦	1.00
"	天王	0.40	柏原	籠坊	0.10	"	湯川	0.70
西宮	宝塚	0.70	湯浅	大谷	0.20	"	湯峯	0.50
"	武田尾	0.60	御坊	竜神	0.50	"	川湯	0.50
姫路西	塩田	0.35	田辺	白浜	1.50			
"	中村	0.05	"	椿	0.80			

(ゆう出量指数表)

ゆう出量(リットル)	指数	ゆう出量(リットル)	指数	ゆう出量(リットル)	指数
9未満	0.30	376以上 412未満	5.50	1,132以上 1,168未満	16.00
9以上 16未満	0.35	412 " 448 "	6.00	1,168 " 1,204 "	16.50
16 " 23 "	0.40	448 " 484 "	6.50	1,204 " 1,240 "	17.00
23 " 31 "	0.45	484 " 520 "	7.00	1,240 " 1,276 "	17.50
31 " 38 "	0.50	520 " 556 "	7.50	1,276 " 1,312 "	18.00
38 " 45 "	0.60	556 " 592 "	8.00	1,312 " 1,348 "	18.50
45 " 52 "	0.70	592 " 628 "	8.50	1,348 " 1,384 "	19.00
52 " 59 "	0.80	628 " 664 "	9.00	1,384 " 1,420 "	19.50
59 " 67 "	0.90	664 " 700 "	9.50	1,420 " 1,456 "	20.00
67 " 79 "	1.00	700 " 736 "	10.00	1,456 " 1,492 "	20.50
79 " 97 "	1.25	736 " 772 "	10.50	1,492 " 1,528 "	21.00
97 " 115 "	1.50	772 " 808 "	11.00	1,528 " 1,564 "	21.50
115 " 133 "	1.75	808 " 844 "	11.50	1,564 " 1,600 "	22.00
133 " 151 "	2.00	844 " 880 "	12.00	1,600 " 1,636 "	22.50
151 " 169 "	2.25	880 " 916 "	12.50	1,636 " 1,672 "	23.00
169 " 196 "	2.50	916 " 952 "	13.00	1,672 " 1,708 "	23.50
196 " 232 "	3.00	952 " 988 "	13.50	1,708 " 1,744 "	24.00
232 " 268 "	3.50	988 " 1,024 "	14.00	1,744 " 1,780 "	24.50
268 " 304 "	4.00	1,024 " 1,060 "	14.50	1,780 以上	25.00
304 " 340 "	4.50	1,060 " 1,096 "	15.00		
340 " 376 "	5.00	1,096 " 1,132 "	15.50		

ゆう出量指数表を適用するにあつて用いるべきゆう出量は、その鉱泉地の1分当りのゆう出量に「温度に応ずるゆう出量補正率表」に掲げるその温泉の温度に応ずる補正率を乗じてえた補正後のゆう出量による。この場合において、1分当りのゆう出量は、ゆう出量が多量であるため、その一部を放棄しているものにあつては、その余剰量を除いた数量によつて算定したものにより、非自噴の鉱泉地については、1日の揚湯量をその揚湯時間(分)で除してえた数量による。

(温度に応ずるゆう出量補正率表)

温度(度)	補正率	温度(度)	補正率	温度(度)	補正率
25未満	0.20	50以上 55未満	1.00	80以上 85未満	1.30
25以上 30未満	0.35	55 " 60 "	1.05	85 " 90 "	1.35
30 " 35 "	0.50	60 " 65 "	1.10	90 " 95 "	1.40
35 " 40 "	0.65	65 " 70 "	1.15	95 以上	1.45
40 " 45 "	0.80	70 " 75 "	1.20		
45 " 50 "	0.90	75 " 80 "	1.25		

雑種地の部

雑種地の価額は原則として、雑種地の固定資産税評価額に(1)の倍率を乗じて計算した金額によつて評価する。

ただし(1)により計算した金額が適当でない雑種地については(2)により評価する。

(1) 雑種地の固定資産税評価額に1.0の倍率を乗ずる。

(2) 農地または山林の場合に準じて、市街地にあるもの、市街地周辺にあるものに区分し、それぞれ宅地、農地又は山林の評価方法を準用して計算した金額によつて評価する。

算出の割合の計算は、その家屋の固定資産税評価額に1日の標準を乗じて計算した金額によつて評価する。

(表1) 家屋の部

標準	標準	標準	標準	標準	標準
1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25
1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50
1.75	1.75	1.75	1.75	1.75	1.75
2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
2.25	2.25	2.25	2.25	2.25	2.25
2.50	2.50	2.50	2.50	2.50	2.50
2.75	2.75	2.75	2.75	2.75	2.75
3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00
3.25	3.25	3.25	3.25	3.25	3.25
3.50	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50
3.75	3.75	3.75	3.75	3.75	3.75
4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00
4.25	4.25	4.25	4.25	4.25	4.25
4.50	4.50	4.50	4.50	4.50	4.50
4.75	4.75	4.75	4.75	4.75	4.75
5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00

家屋の部

家屋の部は、その家屋の固定資産税評価額に1日の標準を乗じて計算した金額によつて評価する。

家屋の部

1. 自用家屋の部は、その家屋の固定資産税評価額に1日の標準を乗じて計算した金額によつて評価する。
 2. 貸家割合については下記の割合とする。
 3. 評価時期の満する年(新築)などの上(固定資産税評価額)に算入されていない家屋については、その家屋の固定資産税評価額を基礎として適正に評価した金額を以て貸家その家屋の固定資産税評価額としてもまじつゝない。
- また評価時期において建築中の家屋の部は、その家屋の標準額の1/3分の7に相当する金額によつて評価する。

標準	標準	標準	標準	標準	標準
1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25
1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50
1.75	1.75	1.75	1.75	1.75	1.75
2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
2.25	2.25	2.25	2.25	2.25	2.25
2.50	2.50	2.50	2.50	2.50	2.50
2.75	2.75	2.75	2.75	2.75	2.75
3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00
3.25	3.25	3.25	3.25	3.25	3.25
3.50	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50
3.75	3.75	3.75	3.75	3.75	3.75
4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00
4.25	4.25	4.25	4.25	4.25	4.25
4.50	4.50	4.50	4.50	4.50	4.50
4.75	4.75	4.75	4.75	4.75	4.75
5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00

家 屋 の 部

1. 自家屋の価額は、その家屋の固定資産税評価額に1.0の倍率を乗じて計算した金額によって評価する。
2. 貸家割合については下記の割合とする。
3. 課税時期の属する年において新築した家屋などのように、固定資産税課税台帳に登録されていない家屋については、その家屋の付近にある家屋で、構造用途等が同一のものの固定資産税評価額を基として適正に評定した価額をもつて便宜その家屋の固定資産税評価額としてもさしつかえない。
また課税時期において建築中の家屋の価額は、その家屋の費用現価の100分の70に相当する金額によって評価する。

署 名	郡市区町村名	適用地域区分	貸家割合	適 用 地 域 名
東	大阪市東区	-	60%	全地域。
西	西区	-	60	全地域。
港	港大正区}	-	60	全地域。
南	南区	-	60	全地域。
浪速	浪速区	-	60	全地域。
天王寺	天王寺区	-	60	全地域。
北	北区	-	60	淀川署管内を除く地域。
大阪福島	福島区	-	60	全地域。
此花	此花区	-	60	全地域。
西淀川	西淀川区	-	60	全地域。
生野	生野区	-	60	全地域。
東成	東成区	-	60	全地域。
旭	旭都島区}	-	60	全地域。
城東	城東区	-	60	全地域。
阿倍野	阿倍野区	-	60	全地域。
東住吉	東住吉区	-	60	全地域。
西成	西成区	-	60	全地域。
住吉	住吉区	-	60	全地域。
淀川	大淀区}	-	60	全地域。 北区(一部)。
東淀川	東淀川区	-	60	全地域。

署名	郡市区町村名	適用地域区分	貸家割合	適用地域名
茨木	茨木市 吹田市 高槻市 摂津市 三島郡	<ul style="list-style-type: none"> ┌ 路線価地域 ├ 住宅地域 ├ 集団地域 ├ 村落地域 ├ 住宅地域 └ 集団地域 	60	宅地の部に準ずる。
			60	〃
			60	〃
			60	〃
			70	〃
豊能	池田市 豊中市 箕面市 豊能郡 能勢町 東能勢村	<ul style="list-style-type: none"> ┌ 路線価地域 ├ 住宅地域 └ 村落地域 	60	宅地の部に準ずる。
			60	〃
			70	〃
		村落地域 A	60	〃
〃 B	70	〃		
〃 C	70	〃		
堺	堺市	—	60	全地域。
泉大津	泉大津市 和泉市 高石市 泉北郡	<ul style="list-style-type: none"> — ┌ 路線価地域 ├ 住宅地域 ├ 集団地域 └ 村落地域 — 	60	全地域。
			60	宅地の部に準ずる。
			60	〃
			60	〃
			70	〃
岸和田	岸和田市 貝塚市	<ul style="list-style-type: none"> ┌ 路線価地域 ├ 住宅地域 ├ 工場地域 ├ 村落地域 ├ 路線価地域 ├ 住宅地域 A ├ 〃 B ├ 〃 C └ 村落地域 	60	宅地の部に準ずる。
			60	〃
			60	〃
			70	〃
			60	〃
			60	〃
			70	〃
泉佐野	泉佐野市	<ul style="list-style-type: none"> ┌ 路線価地域 ├ 住宅地域 ├ 集団地域 A └ 〃 B 	60	宅地の部に準ずる。
			60	〃
			60	〃
			70	〃

署名	郡市区町村名	適用地域区分	貸家割合	適用地域名
泉佐野	泉南市 泉南郡	<ul style="list-style-type: none"> ┌ 商業地域 ├ 住宅地域 ├ 集団地域 ├ 村落地域 ├ 商業地域 ├ 住宅地域 └ 村落地域 	60	宅地の部に準ずる。
			60	〃
			60	〃
			70	〃
			60	〃
			70	〃
富田林	富田林市 羽曳野市 河内長野市 藤井寺市 南河内郡 狭山町 美原町 太子町 河南町 千早赤阪村	<ul style="list-style-type: none"> ┌ 路線価地域 ├ 住宅地域 ├ 集団地域 ├ 村落地域 ├ 路線価地域 ├ 住宅地域 ├ 集団地域 — ├ 住宅地域 ├ 集団地域 ├ 集団地域 ├ 村落地域 └ 〃 	60	宅地の部に準ずる。
			60	〃
			60	〃
			70	〃
			60	〃
			60	〃
			70	〃
			60	全地域。
			60	宅地の部に準ずる。
			70	〃
60	〃			
70	〃			
東大阪	東大阪市	—	60	全地域。
八尾	八尾市 松原市 柏原市	<ul style="list-style-type: none"> ┌ 路線価地域 ├ 商業地域 ├ 住宅地域 └ 村落地域 	60	宅地の部に準ずる。
			60	〃
			60	〃
			70	〃
枚方	枚方市 寝屋川市 交野市	<ul style="list-style-type: none"> ┌ 路線価地域 ├ 商業地域 ├ 住宅地域 ├ 工場地域 ├ 集団地域 ├ 商業地域 ├ 住宅地域 └ 集団地域 	60	宅地の部に準ずる。
			60	〃
			60	〃
			60	〃
			70	〃
			70	〃

署名	郡市区町村名	適用地域区分	貸家割合	適用地域名
枚方	交野市	村落地域	70	宅地の部に準ずる。
門真	門真市 守口市 大東市 四条畷市	—	60	全地域。
		商業地域	60	宅地の部に準ずる。
		住宅地域	60	〃
		村落地域	70	〃
上京	京都市 上京区 北区	—	60	全地域。
中京	中京区	—	60	全地域。
下京	下京区	—	60	全地域。
右京	右京区	路線価地域	60	宅地の部に準ずる。
		商業地域	60	〃
		住宅地域	60	〃
		村落地域	70	〃
	向日市 長岡京市	—	60	全地域。
		商業地域	60	宅地の部に準ずる。
		住宅地域	60	〃
乙訓郡	—	60	全地域。	
	—	60	全地域。	
東山	東山区	—	60	全地域。
左京	左京区	路線価地域	60	宅地の部に準ずる。
		住宅地域	60	〃
		集団地域	70	〃
		村落地域	70	〃
伏見	伏見区	—	60	全地域。
宇治	宇治市 城陽市 久世郡	路線価地域	60	宅地の部に準ずる。
		商業地域	60	〃
		住宅地域	60	〃
		集団地域	70	〃

署名	郡市区町村名	適用地域区分	貸家割合	適用地域名
宇治	綴喜郡 八幡町 田辺町 井手町 宇治田原町 相楽郡 木津町 精華町 山城町 加茂町 和束町 笠置町 南山城村 亀岡市 船井郡 園部町 八木町 丹波町	村落地域	70	宅地の部に準ずる。
		商業地域	60	〃
		住宅地域	60	〃
		集団地域	70	〃
		村落地域	70	〃
		集団地域	70	〃
		村落地域	80	〃
		集団地域	70	〃
		村落地域A	70	〃
		〃 B	70	〃
		〃 C	80	〃
		商業地域	60	〃
		住宅地域	60	〃
		集団地域	70	〃
		村落地域	70	〃
		集団地域	70	〃
		村落地域A	70	〃
		〃 B	70	〃
		〃 C	80	〃
		村落地域A	70	〃
		〃 B	80	〃
		〃 C	80	〃
		—	70	全地域
—	80	〃		
園部	亀岡市 船井郡 園部町 八木町 丹波町	路線価地域	60	宅地の部に準ずる。
		住宅地域	70	〃
		村落地域A	70	〃
		〃 B	70	〃
		〃 C	80	〃
		商業地域	70	〃
		住宅地域	70	〃
		村落地域A	70	〃
		〃 B	70	〃
		〃 C	80	〃
		住宅地域	70	〃
村落地域A	70	〃		

署名	郡市区町村名	適用地域区分	貸家割合	適用地域名
園部	瑞穂町 日吉町 和知町	村落地域B	80	宅地の部に準ずる
		集団地域	70	〃
		村落地域	80	〃
	北桑田郡			
	京北町 美山町	— —	70 80	全地域。 〃
福知山	福知山市 綾部市	路線価地域	60	宅地の部に準ずる。
		住宅地域	70	〃
		工場地域	70	〃
		村落地域A	70	〃
	〃 B	80	〃	
	天田郡 加佐郡	— 集団地域 村落地域	80 70 80	全地域。 宅地の部に準ずる。 〃
宮津	宮津市	路線価地域	60	宅地の部に準ずる。
		商業地域	60	〃
		住宅地域	70	〃
		村落地域A	70	〃
	〃 B	70	〃	
	〃 C	80	〃	
与謝郡	集団地域 村落地域	70 80	〃 〃	
舞鶴	舞鶴市	路線価地域	60	宅地の部に準ずる。
		住宅地域	70	〃
		村落地域A	70	〃
		〃 B	80	〃
		〃 C	70	〃
峰山	中郡 竹野郡 熊野郡	商業地域	70	宅地の部に準ずる。
		集団地域	70	〃
		村落地域	80	〃
神戸	神戸市 生田区 葺合区	—	60	全地域。

署名	郡市区町村名	適用地域区分	貸家割合	適用地域名
灘	灘区	—	60	全地域。
須磨	須磨区 垂水区	—	60	全地域。
兵庫	兵庫区	路線価地域	60	宅地の部に準ずる。
		住宅地域	60	〃
	北区	路線価地域	60	〃
		商業地域	60	〃
	三田市	住宅地域	60	〃
		路線価地域	60	〃
		住宅地域	70	〃
		集団地域	70	〃
		村落地域	80	〃
長田	長田区	—	60	全地域。
西宮	西宮市 宝塚市	路線価地域	60	宅地の部に準ずる。
		商業地域	60	〃
		住宅地域	60	〃
		村落地域	70	〃
芦屋	芦屋市 神戸市東灘区	—	60	全地域。
伊丹	伊丹市 川西市	—	60	全地域。
		路線価地域	60	宅地の部に準ずる。
		住宅地域	60	〃
	川辺郡	集団地域	60	〃
		村落地域	70	〃
		—	70	全地域。
尼崎	尼崎市	—	60	全地域。
明石	明石市 神戸市垂水区	路線価地域	60	宅地の部に準ずる。
		住宅地域	60	〃
		村落地域	70	〃
三木	三木市	商業地域	60	宅地の部に準ずる。
		住宅地域A	60	〃
		〃 B	70	〃

署名	郡市区町村名	適用地域区分	貸家割合	適用地域名	
三木	美 襄 郡	村落地域	70	宅地の部に準ずる。 全 地 域。	
		-	70		
社	小 野 市	路線価地域	60	宅地の部に準ずる。	
		住宅地域	70		
		集団地域	70		
		村落地域	80		
	加 西 市	路線価地域	60	"	
		集団地域	70		
		村落地域A	70		
	"	" B	80	"	
		" C	80		
		村落地域B	80		
加 東 郡	集団地域	70	"		
	村落地域	80			
西 脇	西 脇 市	路線価地域	60	宅地の部に準ずる。	
		集団地域	70		
		村落地域	70		
		集団地域A	70		
	多 可 郡	" B	70		"
		" C	80		
		村落地域A	70		
	黒 田 庄 町	" B	80		"
		" C	80		
		村落地域A	70		
	中 町	" B	80		"
		" C	80		
加 美 町	村落地域A	70	"		
	村落地域B	80			
八 千 代 町	村落地域C	80	"		
	-	-			
加 古 川	加 古 川 市	路線価地域	60	宅地の部に準ずる。	
		住宅地域	60		
		工場地域	60		
		集団地域	70		
	高 砂 市	住宅地域A	60	"	
		住宅地域B	70		
	加 古 郡	-	70	全 地 域。	
		-	-		
	播 磨 町	-	-	"	
		-	-		
稻 美 町	-	-	"		
	-	-			
印 南 郡	-	-	"		
	-	-			
姫 路	姫 路 市	-	60	全 地 域。	
		集団地域	70		
		村落地域A	70		
		" B	80		
	飾 磨 郡	-	-	宅地の部に準ずる。	
		-	-		
		-	-		
		-	-		
神 崎 郡	-	-	"		
	-	-			
香 寺 町	-	-	全 地 域。		
	-	-			

署名	郡市区町村名	適用地域区分	貸家割合	適用地域名	
姫 路	福 崎 町	住宅地域	70	宅地の部に準ずる。	
		村落地域	80		
	市 川 町	集団地域	70		
		大 河 内 町	村落地域		80
			神 崎 町		-
龍 野	竜 野 市	路線価地域	60	宅地の部に準ずる。	
		商業地域	70		
	揖 保 郡	住宅地域	70		
		集団地域	70		
	穴 栗 郡	村落地域	80		
		-	-		
相 生	相 生 市	路線価地域	60	宅地の部に準ずる。	
		商業地域	60		
	赤 穂 市	住宅地域	70		
		赤 穂 郡	集団地域		70
	佐 用 郡	村落地域	80		
豊 岡	豊 岡 市	路線価地域	60	宅地の部に準ずる。	
		住宅地域	70		
		村落地域	70		
		集団地域	70		
	城 崎 郡	村落地域	70		"
		竹 野 町	村落地域		
	日 高 町	商業地域	70		"
		香 住 町	住宅地域		
	出 石 郡	村落地域A	70		"
		" B	80		
	美 方 郡	商業地域	70		"
		住宅地域	70		
集団地域		70			
村落地域		80			
和 田 山	朝 来 郡	集団地域	70	宅地の部に準ずる。	
		村落地域	80		
	和 田 山 町	-	-		"
		山 東 町	-		
	朝 来 町	-	-		"
		生 野 町	-		
養 父 郡	集団地域	70	全 地 域。		
	村落地域	80			

署名	都市区町村名	適用地域区分	貸家割合	適用地域名
柏原	永上郡 多紀郡	{ 集団地域 村落地域	70%	宅地の部に準ずる。
			80	〃
洲本	洲本市 津名郡	{ 路線価地域 商業地域 住宅地域 集団地域 村落地域	60	宅地の部に準ずる。
			70	〃
			70	〃
			70	〃
	三原郡	—	70	全地域。
奈良	奈良市 天理市 大和郡山市	{ 路線価地域 商業地域 住宅地域 工場地域 集団地域 村落地域	60	宅地の部に準ずる。
			60	〃
			60	〃
			60	〃
			70	〃
	生駒市	{ 路線価地域 住宅地域	60	〃
			70	〃
	生駒郡 添上郡	—	70	全地域。
葛城	大和高田市 橿原市	—	60	全地域。
	五条市 御所市 北葛城郡 新庄町 王寺町 広陵町 香芝町	{ 路線価地域 商業地域 住宅地域 集団地域 村落地域	60	宅地の部に準ずる。
			60	〃
			60	〃
			70	〃
	河合町 当麻町 上牧町 高市郡	{ 住宅地域 A 〃 B 〃 C 〃 D	60	〃
			60	〃
			70	〃
			70	〃
	—	70	全地域。	

署名	都市区町村名	適用地域区分	貸家割合	適用地域名
桜井	桜井市 磯城郡 宇陀郡 山辺郡	{ 商業地域 住宅地域 工場地域 村落地域 商業地域 住宅地域 集団地域 村落地域	60%	宅地の部に準ずる。
			70	〃
			70	〃
			70	〃
			70	〃
			70	〃
			70	〃
			80	〃
吉野	吉野郡 吉野町 大淀町 下市町 天川村 川上村 上北山村 下北山村 東吉野村 西吉野村 大塔村 十津川村 野迫川村 黒滝村	—	70	全地域。
			70	宅地の部に準ずる。
			80	〃
和歌山	和歌山市	{ 路線価地域 商業地域 住宅地域 集団地域 村落地域	60	宅地の部に準ずる。
			60	〃
			60	〃
			70	〃
			70	〃
粉河	橋本市	{ 商業地域 住宅地域 A 〃 B 村落地域 A 〃 B	60	宅地の部に準ずる。
			60	〃
			70	〃
			70	〃
	那賀郡 粉河町	{ 集団地域 A 〃 B 村落地域	80	〃
			60	〃
			70	〃
			80	〃

署名	郡市区町村名	適用地域区分	貸家割合	適用地域名
粉河	打田町 那賀町 桃山町 貴志川町	集団地域	70	宅地の部に準ずる。
		村落地域	80	〃
	岩出町 伊都郡 高野口町	—	70	全地域。
		集団地域 A	60	宅地の部に準ずる。
		〃 B	70	〃
		村落地域	80	〃
	かつらぎ町 九度山町 高野町 花園村	集団地域	70	〃
		村落地域	80	〃
		—	70	〃
		—	70	〃
海南	海南市 海草郡	路線価地域	60	宅地の部に準ずる。
		住宅地域	70	〃
	—	70	〃	
	—	70	〃	
湯浅	有田市 有田郡 湯浅町	商業地域	60	宅地の部に準ずる。
		住宅地域	70	〃
		集団地域	70	〃
		村落地域	70	〃
	広川町 全屋町 吉備町 清水町	—	70	〃
		—	70	〃
		—	70	〃
		—	80	〃
御坊	御坊市	商業地域	60	宅地の部に準ずる。
		住宅地域	70	〃
		村落地域	70	〃
	日高郡 日高町 美浜町 由良町 川辺町 印南町 南部町 中津村 南部川村	—	70	全地域。
		—	70	〃
		—	70	〃
		—	70	〃
		—	70	〃
		—	70	〃
		—	70	〃

署名	郡市区町村名	適用地域区分	貸家割合	適用地域名
御坊	美山村 竜神村	—	80	全地域。
		村落地域 A	70	宅地の部に準ずる。
		〃 B	80	〃
田辺	田辺市	路線価地域	60	宅地の部に準ずる。
		住宅地域 A	60	〃
		〃 B	70	〃
		〃 C	70	〃
		村落地域	70	〃
	西牟婁郡 白浜町 串本町 上富田町 日置川町 すさみ町 中辺路町 大塔村	—	60	〃
		商業地域	70	〃
		住宅地域	70	〃
		—	70	全地域。
		—	80	全地域。
新宮	新宮市	路線価地域	60	宅地の部に準ずる。
		住宅地域	70	〃
		村落地域	80	〃
	東牟婁郡 那智勝浦町 太地町 古座町 古座川町 本宮町 熊野川町 北山村	—	60	〃
		路線価地域	70	〃
		住宅地域	70	〃
		村落地域 A	70	〃
		〃 B	70	〃
		〃 C	80	〃
		—	70	全地域。
—	80	全地域。		
大津	大津市	路線価地域	60	宅地の部に準ずる。
		住宅地域 A~H	60	〃
		〃 旧瀬田	70	〃
		〃 旧堅田	70	〃
		工場地域	70	〃
	滋賀郡	村落地域	70	〃
		—	70	全地域。
		—	70	全地域。

署名	郡市区町村名	適用地域区分	貸家割合	適用地域名
草津	草津市 守山市	商業地域	60	宅地の部に準ずる。
		住宅地域	70	〃
		集団地域	70	〃
		村落地域	70	〃
	栗太郡 野洲郡 野洲町	—	70	全地域。
		住宅地域	70	宅地の部に準ずる。
		村落地域 A	70	〃
中主町	〃 B	80	〃	
	—	70	全地域。	
水口	甲賀郡	商業地域	70	宅地の部に準ずる。
		集宅地域	70	〃
		村落地域	80	〃
近江八幡	近江八幡市 八日市市	商業地域	60	宅地の部に準ずる。
		住宅地域	70	〃
		村落地域	70	〃
	蒲生郡 神崎郡	集団地域	70	〃
		村落地域	80	〃
彦根	彦根市	路線価地域	60	宅地の部に準ずる。
		住宅地域	70	〃
		村落地域	80	〃
	犬上郡 愛知郡 愛東町 湖東町 秦荘町 愛知川町	—	80	全地域。
		集団地域 A	70	宅地の部に準ずる。
		〃 B	80	〃
		村落地域	80	〃
長浜	長浜市	路線価地域	60	宅地の部に準ずる。
		住宅地域	70	〃
	坂田郡 米原町	集団地域	70	〃
		村落地域	80	〃

署名	郡市区町村名	適用地域区分	貸家割合	適用地域名		
長浜	近江町 山東町 伊吹町 東浅井郡 浅井町 虎姫町 びわ町 湖北町 伊香郡 高月町 木之本町 余呉町 西浅井町	—	%	全地域。		
		—	80	全地域。		
		集団地域	70	宅地の部に準ずる。		
		村落地域	80	〃		
		—	80	全地域。		
		—	80	全地域。		
		集団地域	70	宅地の部に準ずる。		
		村落地域	80	〃		
		—	80	全地域。		
		今津	高島郡	集団地域	70	宅地の部に準ずる。
				村落地域	80	〃

果 樹 の 部

(10アール当り)

樹 種	幼 令 樹		成 熟 樹				老 令 樹	
	樹 令	価 額	青 年 期		壮 年 期		樹 令	価 額
			樹 令	価 額	樹 令	価 額		
温州みかん	年 年 1~3	千円 40	年 年 11~15	千円 192	年 年 25~35	千円 330	年 年 46~55	千円 246
	4~10	115	16~19	230	36~40	295	56以上	130
			20~24	278	41~45	262		230
な し	1~3	33	9~12	112	16~20	190	26~30	123
	4~8	76	13~15	132	21~25	161	31以上	65 112
ぶ ど う	1~4	25	5~10	113	11~20	160	26以上	70
					21~25	135		110
も も	1~3	28	7~10	70	11~15	110	21~25	77
	4~6	42			16~20	98	26以上	42 65
か き	1~3	24	11~15	99	21~30	145	36~40	105
	4~10	58	16~20	116	31~35	122	41以上	58 85
び わ	1~3	25	11~15	121	21~25	143	31~35	99
	4~10	70	16~20	133	26~30	114	36以上	55 86
う め	1~6	21	10~15	46	20~34	67	35以上	33
	7~9	34	16~19	58				52
茶 (煎 茶)	1~5	40	11~15	141	36~55	210	61以上	113
	6~10	91	16~35	163	56~60	163		
茶 (玉露、碾茶)	1~5	33	11~15	173	36~55	295	61以上	159
	6~10	105	16~35	218	56~60	233		

備 考 1. 地利級(出荷の便否)、地味級(果樹園の肥せき)に応じて2割以内の増減をすることができる。
2. なし、ぶどうの棚は別個に評価する。

立 木 の 部

1. 森林立木の価額は、4の標準価額1ヘクタール当りに5の総合指数を乗じて評価する。
2. 標準伐期令(○印)の2倍をこえる樹令の立木の価額は、精通者の意見を参しゃくして評価する。
3. 法令により伐採の禁止又は制限を受ける立木については、20%~70%に相当する額を控除して評価する。(財産評価通達(123)参照)

4. 立木の標準価額

(1) す ぎ

- 第1地帯.....奈良県。
- 第2地帯.....大阪府。京都府。
- 第3地帯.....兵庫県。
- 第4地帯.....和歌山県。滋賀県。

区分 樹令	第1地帯				第2地帯				第3地帯				第4地帯						
	年	千円	千円	千円	千円	年	千円	千円	千円	千円	年	千円	千円	千円	千円	年	千円	千円	千円
1	120	120	120	120	21	921	866	852	838										
2	137	137	137	136	22	998	938	923	907										
3	146	145	145	144	23	1,079	1,013	996	980										
4	159	157	156	156	24	1,163	1,091	1,073	1,055										
5	175	172	171	170	25	1,251	1,173	1,153	1,134										
6	195	190	189	188	26	1,343	1,258	1,237	1,216										
7	218	212	210	209	27	1,438	1,346	1,324	1,301										
8	245	237	235	233	28	1,536	1,438	1,414	1,389										
9	275	265	263	260	29	1,638	1,533	1,507	1,481										
10	309	297	294	291	30	1,744	1,632	1,604	1,576										
11	347	332	328	324	31	1,854	1,734	1,704	1,674										
12	388	370	366	361	32	1,967	1,839	1,807	1,775										
13	433	412	407	401	33	2,083	1,947	1,913	1,879										
14	482	457	451	445	34	2,204	2,059	2,023	1,987										
15	534	505	498	491	35	2,327	2,174	2,136	2,098										
16	589	557	549	541	36	2,455	2,293	2,252	2,212										
17	648	612	603	594	37	2,586	2,414	2,372	2,329										
18	711	671	661	650	38	2,720	2,540	2,495	2,449										
19	777	732	721	710	39	2,858	2,668	2,621	2,573										
20	848	798	785	773	40	○ 3,000	○ 2,800	○ 2,750	○ 2,700										

区分 樹令	第1地帯				第2地帯				第3地帯				第4地帯						
	年	千円	千円	千円	千円	年	千円	千円	千円	千円	年	千円	千円	千円	千円	年	千円	千円	千円
41	3,060	2,856	2,805	2,754	66	5,019	4,684	4,601	4,517										
42	3,120	2,912	2,860	2,808	67	5,118	4,777	4,692	4,606										
43	3,183	2,971	2,918	2,865	68	5,223	4,875	4,788	4,701										
44	3,246	3,030	2,976	2,921	69	5,325	4,970	4,881	4,793										
45	3,312	3,091	3,036	2,981	70	5,433	5,071	4,980	4,890										
46	3,378	3,153	3,097	3,040	71	5,541	5,172	5,079	4,987										
47	3,444	3,214	3,157	3,100	72	5,652	5,275	5,181	5,087										
48	3,513	3,279	3,220	3,162	73	5,766	5,382	5,286	5,189										
49	3,585	3,346	3,286	3,227	74	5,880	5,488	5,390	5,292										
50	3,654	3,410	3,350	3,289	75	5,997	5,597	5,497	5,397										
51	3,729	3,480	3,418	3,356	76	6,117	5,709	5,607	5,505										
52	3,804	3,550	3,487	3,424	77	6,240	5,824	5,720	5,616										
53	3,879	3,620	3,556	3,491	78	6,366	5,942	5,836	5,729										
54	3,957	3,693	3,627	3,561	79	6,492	6,059	5,951	5,843										
55	4,035	3,766	3,699	3,632	80	6,624	6,182	6,072	5,962										
56	4,116	3,842	3,773	3,704															
57	4,200	3,920	3,850	3,780															
58	4,284	3,998	3,927	3,856															
59	4,368	4,077	4,004	3,931															
60	4,455	4,158	4,084	4,010															
61	4,545	4,242	4,166	4,091															
62	4,635	4,326	4,249	4,172															
63	4,728	4,413	4,334	4,255															
64	4,824	4,502	4,422	4,342															
65	4,920	4,592	4,510	4,428															

(2) ひ の き

第1地帯……………奈良県。

第2地帯……………大阪府。京都府。滋賀県。

第3地帯……………兵庫県。

第4地帯……………和歌山県。

区分 樹令	第1地帯	第2地帯	第3地帯	第4地帯	区分 樹令	第1地帯	第2地帯	第3地帯	第4地帯
年	千円	千円	千円	千円	年	千円	千円	千円	千円
1	125	125	125	125	29	1,587	1,402	1,334	1,699
2	142	141	141	143	30	1,688	1,490	1,418	1,808
3	151	149	148	152	31	1,794	1,582	1,505	1,922
4	163	159	158	165	32	1,902	1,677	1,595	2,039
5	178	173	171	181	33	2,015	1,775	1,688	2,160
6	197	189	186	202	34	2,130	1,876	1,783	2,284
7	220	209	205	226	35	2,249	1,980	1,882	2,412
8	245	231	226	254	36	2,372	2,087	1,983	2,545
9	275	257	251	286	37	2,498	2,197	2,087	2,680
10	308	286	278	321	38	2,627	2,310	2,194	2,819
11	344	317	308	360	39	2,760	2,426	2,304	2,963
12	384	352	340	403	40	2,897	2,545	2,417	3,110
13	427	390	376	448	41	3,036	2,667	2,532	3,260
14	473	430	414	499	42	3,180	2,792	2,650	3,415
15	523	474	456	553	43	3,326	2,920	2,772	3,573
16	577	521	500	611	44	3,477	3,051	2,896	3,734
17	634	570	547	672	45	3,630	3,185	3,023	3,900
18	694	623	597	737	46	3,787	3,322	3,152	3,978
19	758	679	650	806	47	3,948	3,462	3,285	4,056
20	825	737	705	879	48	4,112	3,605	3,421	4,138
21	896	799	764	955	49	4,279	3,751	3,559	4,220
22	970	864	825	1,035	50	4,450	3,900	3,700	4,306
23	1,048	932	889	1,118	51	4,539	3,978	3,774	4,391
24	1,129	1,002	956	1,206	52	4,628	4,056	3,848	4,477
25	1,214	1,076	1,026	1,297	53	4,721	4,138	3,926	4,567
26	1,302	1,153	1,099	1,392	54	4,815	4,220	4,003	4,661
27	1,393	1,233	1,175	1,490	55	4,913	4,306	4,085	4,750
28	1,488	1,316	1,253	1,593	56	5,011	4,391	4,166	4,848

区分 樹令	第1地帯	第2地帯	第3地帯	第4地帯	区分 樹令	第1地帯	第2地帯	第3地帯	第4地帯
年	千円	千円	千円	千円	年	千円	千円	千円	千円
57	5,109	4,477	4,248	4,945	79	7,899	6,923	6,568	7,644
58	5,211	4,567	4,333	5,043	80	8,059	7,063	6,701	7,796
59	5,318	4,661	4,422	5,144	81	8,219	7,203	6,834	7,952
60	5,420	4,750	4,507	5,246	82	8,384	7,348	6,971	8,112
61	5,531	4,848	4,599	5,351	83	8,553	7,496	7,111	8,276
62	5,643	4,945	4,692	5,460	84	8,722	7,644	7,252	8,440
63	5,754	5,043	4,784	5,569	85	8,896	7,796	7,396	8,611
64	5,870	5,144	4,880	5,678	86	9,074	7,952	7,544	8,783
65	5,985	5,246	4,977	5,792	87	9,256	8,112	7,696	8,958
66	6,105	5,351	5,076	5,909	88	9,443	8,276	7,851	9,138
67	6,230	5,460	5,180	6,026	89	9,630	8,440	8,007	9,321
68	6,355	5,569	5,284	6,146	90	9,826	8,611	8,170	9,504
69	6,479	5,678	5,387	6,271	91	10,021	8,783	8,332	
70	6,608	5,792	5,495	6,396	92	10,222	8,958	8,499	
71	6,742	5,909	5,606	6,525	93	10,426	9,138	8,669	
72	6,875	6,026	5,717	6,653	94	10,636	9,321	8,843	
73	7,013	6,146	5,831	6,790	95	10,845	9,504	9,017	
74	7,156	6,271	5,950	6,923	96	11,063	9,695	9,198	
75	7,298	6,396	6,068	7,063	97	11,285	9,890	9,383	
76	7,445	6,525	6,190	7,203	98	11,512	10,089	9,572	
77	7,592	6,653	6,312	7,348	99	11,739	10,288	9,761	
78	7,747	6,790	6,442	7,496	100	11,975	10,495	9,957	

(3) ま つ

第1地帯.....大阪府。京都府。

第2地帯.....奈良県。

第3地帯.....兵庫県。和歌山県。滋賀県。

区分 樹令	第1地帯	第2地帯	第3地帯	区分 樹令	第1地帯	第2地帯	第3地帯	区分 樹令	第1地帯	第2地帯	第3地帯
年	千円	千円	千円	年	千円	千円	千円	年	千円	千円	千円
1	65	65	65	31	654	583	559	61	1,784	1,578	1,509
2	72	72	72	32	692	616	591	62	1,820	1,610	1,540
3	75	75	75	33	731	651	624	63	1,856	1,642	1,571
4	80	79	78	34	772	687	658	64	1,893	1,674	1,602
5	85	83	83	35	814	723	693	65	1,931	1,708	1,634
6	92	89	88	36	857	761	729	66	1,970	1,742	1,667
7	100	96	95	37	901	800	766	67	2,009	1,777	1,700
8	109	104	103	38	947	840	804	68	2,049	1,812	1,734
9	119	113	111	39	994	881	844	69	2,090	1,849	1,769
10	131	123	121	40	1,042	923	884	70	2,132	1,886	1,804
11	144	135	132	41	1,091	967	925	71	2,175	1,924	1,840
12	157	147	143	42	1,141	1,011	967	72	2,218	1,962	1,877
13	173	160	156	43	1,193	1,056	1,010	73	2,263	2,002	1,915
14	189	175	170	44	1,246	1,102	1,055	74	2,308	2,041	1,953
15	207	190	184	45	1,300	1,150	1,100	75	2,354	2,083	1,992
16	225	207	200	46	1,326	1,173	1,122	76	2,401	2,124	2,032
17	246	224	217	47	1,352	1,196	1,144	77	2,449	2,167	2,072
18	267	243	235	48	1,379	1,220	1,167	78	2,499	2,210	2,114
19	289	263	254	49	1,407	1,244	1,190	79	2,548	2,254	2,156
20	313	283	273	50	1,435	1,270	1,214	80	2,599	2,299	2,199
21	338	305	294	51	1,464	1,295	1,239	81	2,651	2,345	2,243
22	364	328	316	52	1,492	1,320	1,263	82	2,704	2,392	2,288
23	391	352	339	53	1,522	1,347	1,288	83	2,759	2,440	2,334
24	420	377	363	54	1,554	1,374	1,315	84	2,813	2,489	2,380
25	450	403	388	55	1,583	1,401	1,340	85	2,870	2,539	2,429
26	481	431	414	56	1,616	1,429	1,367	86	2,928	2,590	2,477
27	513	459	441	57	1,648	1,458	1,395	87	2,986	2,642	2,527
28	546	488	469	58	1,681	1,487	1,422	88	3,046	2,694	2,577
29	581	519	498	59	1,715	1,517	1,451	89	3,107	2,749	2,629
30	617	550	528	60	1,749	1,547	1,480	90	3,168	2,803	2,681

(4) く め き

第1地帯.....大阪府。

第2地帯.....京都府。

兵庫県。

奈良県。

第3地帯.....和歌山県。

滋賀県。

区分 樹令	第1地帯	第2地帯	第3地帯	区分 樹令	第1地帯	第2地帯	第3地帯
年	千円	千円	千円	年	千円	千円	千円
1	10	10	10	16	85	79	72
2	11	11	11	17	86	80	74
3	13	13	12	18	88	82	75
4	15	15	14	19	90	83	77
5	18	17	17	20	92	85	78
6	22	21	20	21	93	87	80
7	26	25	23	22	95	88	82
8	31	29	27	23	97	90	83
9	36	34	32	24	99	92	85
10	42	40	37	25	101	94	86
11	49	46	43	26	103	96	88
12	57	53	49	27	105	98	90
13	65	60	56	28	107	100	92
14	74	68	63	29	109	102	94
15	83	77	71	30	112	104	95

(5) 雑 木

地帯区分は「(4)くぬぎ」に準ずる。

区分 樹令	第1地帯			第2地帯			第3地帯		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1	4	4	4	31	107	102	97		
2	4	4	4	32	109	104	99		
3	5	5	5	33	111	106	101		
4	6	6	6	34	114	108	103		
5	7	7	7	35	116	110	105		
6	8	8	8	36	118	113	107		
7	9	9	9	37	121	115	109		
8	11	11	10	38	123	117	111		
9	13	13	12	39	125	120	114		
10	15	15	14	40	128	122	116		
11	18	17	16	41	131	124	118		
12	20	19	19	42	133	127	120		
13	23	22	21	43	136	129	123		
14	26	25	24	44	138	132	125		
15	29	28	27	45	141	135	128		
16	33	31	30	46	144	137	130		
17	36	35	33	47	147	140	133		
18	40	39	37	48	150	143	136		
19	45	43	41	49	153	146	138		
20	49	47	44	50	156	149	141		
21	53	51	49	51	159	152	144		
22	58	56	53	52	162	155	147		
23	63	60	57	53	165	158	150		
24	69	65	62	54	169	161	153		
25	74	71	67	55	172	164	156		
26	80	76	72	56	176	167	159		
27	86	82	78	57	179	171	162		
28	92	88	83	58	183	174	165		
29	98	94	89	59	186	178	169		
30	○ 105	○ 100	○ 95	60	190	181	172		

(6) 北山丸太(杉)

樹令	標準価額	樹令	標準価額
年	千円	年	千円
1	120	20	1,116
2	140	21	1,217
3	152	22	1,323
4	170	23	1,434
5	192	24	1,550
6	218	25	1,671
7	251	26	1,796
8	288	27	1,927
9	330	28	2,063
10	376	29	2,203
11	428	30	2,349
12	485	31	2,499
13	547	32	2,654
14	613	33	2,815
15	685	34	2,980
16	761	35	○ 3,150
17	842	36以上	樹令35年の標準価額を基 に実情に応じて評価する。
18	929		
19	1,020		

備考 地利、地味及び品等に応じて2割以内の増減をすることができる。

(7) た る 木 (杉)

台木の令	上	中	下	台木の令	上	中	下
1年	千円 62	千円 52	千円 41	16年	千円 334	千円 278	千円 223
2	78	61	49	17	343	286	229
3	89	74	59	18	368	307	245
4	111	93	74	19	392	327	262
5	137	115	92	20	408	340	272
6	146	122	98	21	423	353	283
7	157	131	105	22	445	371	297
8	169	141	113	23	467	389	312
9	180	150	120	24	497	414	332
10	197	165	132	25	527	440	352
11	213	178	142	26 ~ 60	○ 637	○ 531	○ 425
12	239	199	159	61 ~ 80	606	505	404
13	263	219	176	81 ~ 100	575	479	384
14	294	245	196	1101 ~ 130	518	431	345
15	324	270	216	131以上	440	367	293

5. 標準価格に乗ずる総合指数表は次のとおりとする。

立木度 地味 地利級	密			庸			疎		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下
1	1.65	1.30	0.75	1.35	1.00	0.60	1.00	0.75	0.45
2	1.55	1.20	0.70	1.20	0.90	0.55	0.90	0.70	0.40
3	1.40	1.10	0.65	1.10	0.85	0.50	0.85	0.65	0.35
4	1.30	1.00	0.60	1.00	0.80	0.45	0.75	0.60	0.35
5	1.15	0.90	0.55	0.90	0.70	0.40	0.70	0.50	0.30
6	1.00	0.80	0.45	0.80	0.60	0.35	0.60	0.45	0.25
7	0.90	0.70	0.40	0.70	0.55	0.30	0.50	0.40	0.25
8	0.75	0.60	0.35	0.60	0.45	0.25	0.45	0.35	0.20
9	0.65	0.50	0.30	0.50	0.40	0.20	0.35	0.30	0.15
10	0.50	0.40	0.20	0.40	0.30	0.15	0.30	0.20	0.10
11	0.35	0.30	0.15	0.30	0.20	0.10	0.20	0.15	0.10
12	0.25	0.20	0.10	0.20	0.15	0.08	0.15	0.10	0.05
13	0.18	0.10	0.05	0.10	0.08	0.04	0.08	0.05	0.03
14	0	0	0	0	0	0	0	0	0

〔注〕 樹令15年以上の森林の立木で、毎木調査又はこれに準ずる調査により立木材積が明らかなものについては、上記の表によらないで次の算式により計算した数値が総合指数となるのであるから留意する。

$$\frac{\text{実地調査による1ヘクタール当りの立木材積}}{\text{1ヘクタール当りの標準立木材積}} \left(\begin{array}{l} \text{この割合の数値は0.05刻み} \\ \text{とし、0.05未満の端数は切} \\ \text{り捨てる。} \end{array} \right) \times \text{地利級割合} = \text{総合指数}$$

なお、上記の算式中の1ヘクタール当りの標準立木材積は、7.「標準立木材積表」のうち樹種又は樹令が該当するものの材積による。

6. 総合指数表の判定根拠

(1) 地味級

(イ) すき(1本当り)

適用地域	樹令	上級	中級	下級
	年	m ² 超	m ² 以下 m ² 以上	m ² 未満
吉野 林業 地帯 を 除く 地域	15(14-17)	0.07	0.07~0.05	0.05
	20(18-22)	0.13	0.13~0.09	0.09
	25(23-27)	0.20	0.20~0.14	0.14
	30(28-32)	0.27	0.27~0.19	0.19
	35(33-37)	0.34	0.34~0.24	0.24
	40(38-42)	0.41	0.41~0.29	0.29
	45(43-47)	0.48	0.48~0.34	0.34
	50(48-52)	0.54	0.54~0.38	0.38
	55(53-57)	0.60	0.60~0.42	0.42
	60(58-62)	0.65	0.65~0.46	0.46
65(63-67)	0.70	0.70~0.49	0.49	
70(68-70)	0.74	0.74~0.52	0.52	

適用地域	樹令	上級	中級	下級
	年	m ² 超	m ² 以下 m ² 以上	m ² 未満
吉野 林業 地帯	15(14-17)	0.03	0.03~0.02	0.02
	20(18-22)	0.05	0.05~0.03	0.03
	25(23-27)	0.09	0.09~0.06	0.06
	30(28-32)	0.16	0.16~0.11	0.11
	35(33-37)	0.23	0.23~0.16	0.16
	40(38-42)	0.34	0.34~0.24	0.24
	45(43-47)	0.43	0.43~0.30	0.30
	50(48-52)	0.54	0.54~0.38	0.38
	55(53-57)	0.68	0.68~0.47	0.47
	60(58-62)	0.74	0.74~0.51	0.51
65(63-67)	0.75	0.75~0.52	0.52	
70(68-70)	0.85	0.85~0.59	0.59	

(ロ) ひのき(1本当り)

適用地域	樹令	上級	中級	下級
	年	m ² 超	m ² 以下 m ² 以上	m ² 未満
全	15(14-17)	0.05	0.05~0.03	0.03
	20(18-22)	0.10	0.10~0.07	0.07
	25(23-27)	0.16	0.16~0.11	0.11
	30(28-32)	0.22	0.22~0.15	0.15
	35(33-37)	0.27	0.27~0.19	0.19
	40(38-42)	0.32	0.32~0.22	0.22
	45(43-47)	0.37	0.37~0.26	0.26
管	50(48-52)	0.41	0.41~0.29	0.29
	55(53-57)	0.45	0.45~0.31	0.31
	60(58-62)	0.48	0.48~0.33	0.33
	65(63-67)	0.51	0.51~0.36	0.36
	70(68-70)	0.54	0.54~0.38	0.38

(ハ) 松(1本当り)

適用地域	樹令	上級	中級	下級
	年	m ² 超	m ² 以下 m ² 以上	m ² 未満
全	15(14-17)	-	-	-
	20(18-22)	0.11	0.11~0.08	0.08
	25(23-27)	0.15	0.15~0.11	0.11
	30(28-32)	0.19	0.19~0.14	0.14
管	35(33-37)	0.24	0.24~0.17	0.17
	40(38-42)	0.27	0.27~0.19	0.19
	45(43-47)	0.31	0.31~0.22	0.22
	50(48-52)	0.33	0.33~0.23	0.23
	55(53-57)	0.36	0.36~0.25	0.25
	60(58-62)	0.39	0.39~0.27	0.27
	65(63-67)	0.41	0.41~0.29	0.29
	70(68-70)	0.42	0.42~0.30	0.30

(二) くぬぎ (1ヘクタール当り)

適用地域	樹令	上級	中級	下級
全	年	m ² 超	m ² 以下 m ² 以上	m ² 未満
	5(8-7)	13	13~7	7
	10(8-10)	41	41~22	22
管	12(11-13)	51	51~28	28
	15(14-17)	62	62~33	33
	20(18-22)	69	69~37	37
	25(23-25)	78	78~42	42

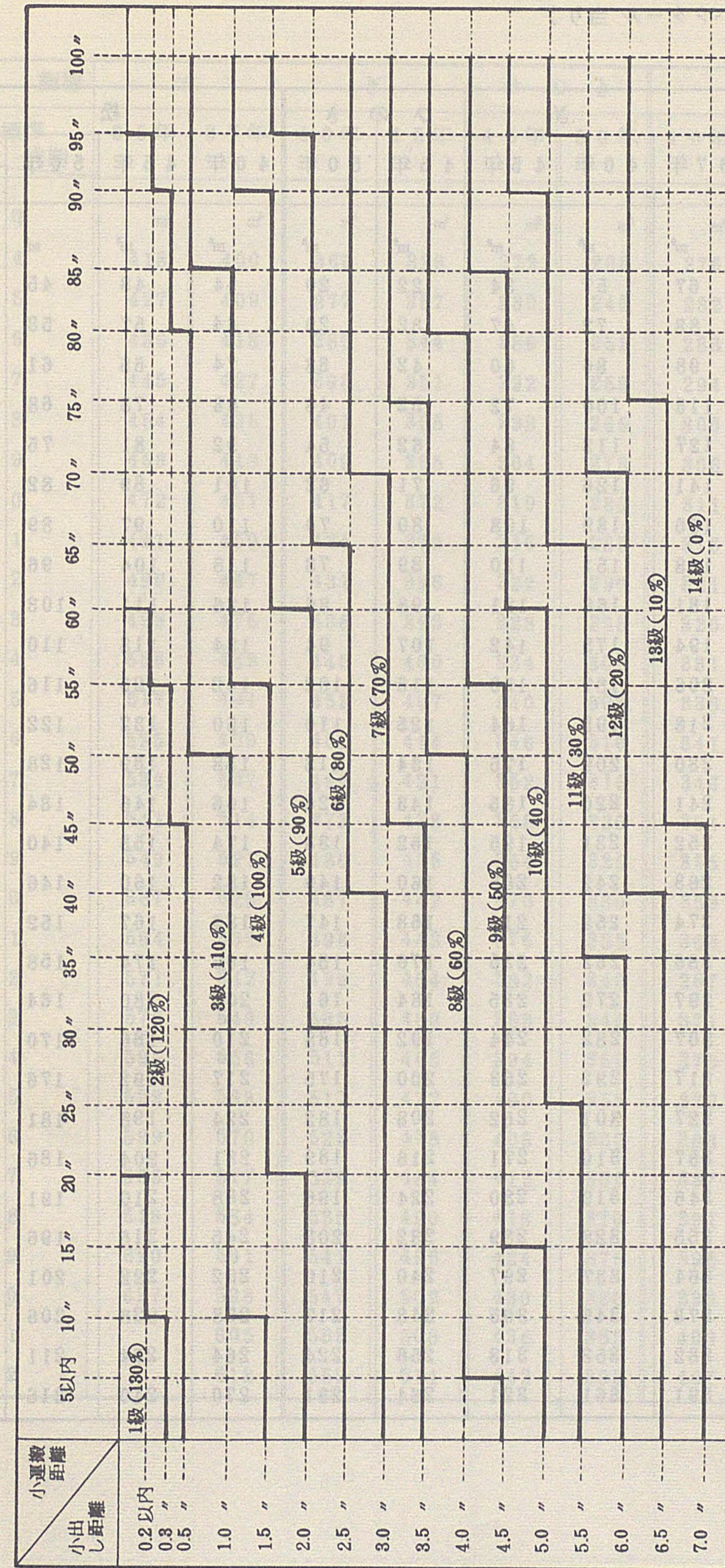
(木) 雑木 (1ヘクタール当り)

適用地域	樹令	上級	中級	下級
全		m ² 超	m ² 以下 m ² 以上	
	10(8-12)	26	26~14	14
	15(13-17)	51	51~28	28
管	20(18-22)	86	86~46	46
	25(23-27)	116	116~68	68
	30(28-32)	146	146~79	79
	35(33-37)	172	172~93	93
	40(38-42)	195	195~105	105
	45(43-47)	213	213~115	115
	50(48-50)	229	229~123	123

(2) 立木度

植林した森林は密とし、自然林は中庸とする。ただし、くぬぎ及び雑木は密とする。

(3) 地利級判定表 (距離単位はキロメートル)



(注) 1. 小出し距離とは、立木を伐倒しケーブルを架設して搬出することを想定した場合におけるケーブルの起点から終点(ケーブルの終点を以下「集材場所」という。)までの距離をいい、小運搬距離とは、集材場所から発取までの距離をいう。
 2. 地利級判定表の14級に該当する地域にある立木(植栽した立木で10ヘクタール程度以上の集団のものに限る。)であっても、その立木の搬出その他の状況から勘案して、同判定表の14級に該当するものとして取り扱うことが適当でないと思われるものについては、同判定表の18級の指数の範囲内において相当とする金額によつて評価する。

7. 標準立木材積表(1ヘクタール当り)

樹令	樹種 標準 伐期	す				ひのき		松			
		35年	37年	40年	45年	45年	50年	40年	45年	50年	70年
年		m³	m³	m³	m³	m³	m³	m³	m³	m³	m³
15		73	67	57	34	22	20	54	48	45	7
16		90	83	72	47	32	29	64	57	53	10
17		106	98	86	60	42	38	74	65	61	13
18		121	113	100	72	52	46	88	78	68	16
19		136	127	113	84	62	54	92	81	75	20
20		151	141	126	96	71	62	101	89	82	24
21		165	155	139	108	80	70	110	97	89	28
22		179	168	151	120	89	78	118	104	96	32
23		198	181	163	131	98	86	126	111	103	36
24		206	194	175	142	107	94	134	118	110	41
25		219	206	187	153	116	102	142	125	116	46
26		232	218	198	164	125	110	150	132	122	51
27		245	230	209	175	134	118	158	139	128	56
28		257	241	220	185	143	126	166	146	134	61
29		269	252	231	195	152	133	174	153	140	66
30		281	263	242	205	160	140	182	160	146	72
31		293	274	252	215	168	147	189	167	152	78
32		304	286	262	225	176	154	196	174	158	84
33		315	297	272	235	184	161	203	180	164	90
34		326	307	282	244	192	168	210	186	170	96
35		337	317	292	253	200	175	217	192	176	102
36		346	327	301	262	208	182	224	198	181	108
37		355	337	310	271	216	189	231	204	186	114
38		364	346	319	280	224	196	238	210	191	120
39		373	355	328	289	232	203	245	216	196	126
40		382	364	337	297	240	210	252	222	201	132
41		391	373	345	305	248	217	258	228	206	138
42		400	382	353	313	256	224	264	234	211	144
43		409	391	361	321	264	231	270	240	216	150

樹令	樹種 標準 伐期	す				ひのき		松			
		35年	37年	40年	45年	45年	50年	40年	45年	50年	70年
年		m³	m³	m³	m³	m³	m³	m³	m³	m³	m³
44		418	400	369	329	272	238	276	246	221	156
45		427	409	377	337	280	245	282	252	226	162
46		436	418	385	344	286	252	288	257	231	168
47		445	427	393	351	292	259	294	262	236	174
48		454	435	401	358	298	266	300	267	241	180
49		463	443	409	365	304	273	306	272	246	186
50		472	451	417	372	310	280	311	277	252	192
51		481	459	424	379	316	285	316	282	256	198
52		490	467	431	386	322	290	321	287	260	203
53		499	475	438	393	328	295	326	292	264	208
54		508	483	445	400	334	300	331	297	268	213
55		517	491	452	407	340	305	336	302	272	218
56		525	499	459	414	346	310	341	306	276	222
57		533	507	466	421	352	315	346	310	280	226
58		541	514	473	428	358	320	351	314	284	230
59		549	521	480	435	364	325	355	318	288	234
60		557	528	487	442	370	330	359	322	292	238
61		564	535	493	448	376	335	363	326	296	242
62		571	542	499	454	382	340	367	330	300	246
63		578	549	505	460	388	345	371	334	304	250
64		585	556	511	465	394	350	375	338	308	254
65		592	563	517	472	400	355	379	342	312	260
66		599	570	523	478	406	360	383	346	316	264
67		606	577	529	484	412	365	387	349	320	268
68		613	584	535	490	418	370	391	352	324	272
69		620	591	541	496	424	375	395	355	328	276
70		627	598	547	502	430	380	399	358	332	280
71			605	553	508	436	385	403	361	335	283
72			612	559	514	442	390	407	364	338	286

樹種 樹令	す		ぎ		ひのき		松				
	標準 伐期	35年	37年	40年	45年	45年	50年	40年	45年	50年	70年
年	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
73		618	565	520	448	395	411	367	341	289	
74		624	571	526	454	400	415	370	344	292	
75			577	532	460	405	419	373	347	295	
76			583	537	466	410	423	376	350	298	
77			588	542	472	415	427	379	353	301	
78			593	547	478	420	431	382	356	304	
79			598	552	484	425	435	385	359	307	
80			603	557	490	430	439	388	362	310	
81				562	496	435		391	365	313	
82				567	502	440		394	368	316	
83				572	508	445		397	371	319	
84				577	514	450		400	374	322	
85				582	519	455		403	377	325	
86				587	524	460		406	380	328	
87				592	529	465		409	383	330	
88				597	534	470		412	386	332	
89				602	539	475		415	389	334	
90				606	544	480		418	392	336	
91						485			395	338	
92						490			398	340	
93						494			401	342	
94						498			404	344	
95						502			407	346	
96						506			409	348	
97						510			411	350	
98						514			413	352	
99						518			415	354	
100						522			417	356	

立竹の部

(10アール当り)

種類	適用区分	標準価額
立竹の採取を目的とするもの。	生産地から集産地までの距離が 12キロメートル未満	20
	生産地から集産地までの距離が 12キロメートル以上20キロメートル未満	15
	生産地から集産地までの距離が 20キロメートル以上	10
筍の採取を目的とするもの。		20

〔備考〕 素地については別個に評価する。

牛 馬 の 部

令	種 類		役 肉 牛		令	種 類		
	種 牛	乳 牛	牝	牡		種 馬	農耕馬	ばん馬
当才(6か月未満)	43	43	52	38	当才(6か月未満)	35	15	—
当才(6か月以上)	106	70	70	56	当才(6か月以上)~2才	110	30	—
2 ~ 3才	170	95	81	62	3 ~ 4才	250	40	40
4 ~ 6才	200	123	98	70	5 ~ 6才	250	50	50
7 ~ 8才	100	100	81	70	7才以上	100	45	45
9才以上	93	93	81	70				

- 備 考
1. 大阪府の河内、三島、豊能地方及び奈良、和歌山県下の種牛については上記の標準価額の20%高、京都府の丹後、兵庫県下及び滋賀県下の肥育用牛については上記種牛の標準価額の30%高とする。
 2. 登録を受けた乳牛は60%を加算する。
 3. 登録を受けた役肉牛は20%を加算する。
 4. 妊牛馬(7カ月以上の確実なもの)は標準価額の10%高とする。
 5. 競走馬等、種類、血統経歴が特殊なため異常な価額のものとは別個に評価する。

豚 の 部

種 類	令	評価額又は評価方法	備 考
子 豚	生 後——3か月	千円 8	血統書付の種牡豚の価
中 豚	4か月——5か月	12	額は肉豚の1.5倍~2
成 豚	6か月以上	地方枝肉価額×目方×0.6 (屠肉歩合)	倍をもって評価する。

電話加入権の部

電話加入権の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ、次に掲げるところによる。

- (1) 取引相場のある電話加入権の価額は、課税時期における通常取引価額に相当する金額によつて評価する。
- (2) (1)以外の電話加入権の価額は次表に掲げる標準価額によつて評価する。

電話加入権の標準価額表

府 県 名	市 町 村 名	電 話 局 名	標 準 価 額
大 阪 府	熊 勢 町	西 能 勢	75 千円
	東 能 勢 村	東 能 勢	75
京 都 府	田 辺 町	山 城 田 辺	70
	綾 部 市	綾 部	50
	舞 鶴 市	東 舞 鶴	100
	〃	西 舞 鶴	100
兵 庫 県	三 田 市	三 田	55
	三 木 市	三 木	110
	加 古 川 市	加 古 川	115
	高 砂 市	高 砂	100
	〃	曾 根	70
	姫 路 市	姫 路	60
	〃	仁 豊 野	70
	〃	谷 内	70
	〃	飾 西	70
	山 崎 町	山 崎	80
	赤 穂 市	赤 穂	75
	相 生 市	相 生	75
	上 郡 町	上 郡	60
	豊 岡 市	豊 岡	60
	城 崎 町	城 崎	75
西 脇 市	西 脇	50	
洲 本 市	洲 本	50	
奈 良 県	御 所 市	御 所	50
	橿 原 市	大 和 橿 原	85

府 県 名	市 町 村 名	電 話 局 名	標 準 価 額
和歌山 県	橋 本 市	橋 本	70 千円
	下 津 町	下 津	80
	有 田 市	箕 島	80
	吉 備 町	吉 備	70
	御 坊 市	御 坊	95
	白 浜 町	白 浜	55
	新 宮 市	新 宮	70
滋 賀 県	大 津 市	堅 田	60
	〃	瀬 田	50
	近 江 八 幡 市	近 江 八 幡	55
	彦 根 市	彦 根	75
	長 浜 市	長 浜	65
全 管 (前掲のものを除く)	各市部にある電話局		45
	各町部 〃		40
	各村部 〃		35
全 管	共 同 電 話		単独電話の価額の100分の40に相当する価額

気配相場のある株式として各国税局長の指定した銘柄

国税局長	銘 柄	国税局長	銘 柄	国税局長	銘 柄
東 京	指定銘柄なし	金	北 陸 鉄 道	福 岡	長 崎 電 気 軌 道
			日 本 硬 質 陶 器		長 崎 自 動 車
関 東 信 越	関 東 銀 行 茨 城 相 互 銀 行 茨 城 交 通 東 陽 相 互 銀 行	富 山 相 互 銀 行 富 山 電 気 ビ ル デ ン グ 日 本 海 瓦 斯 福 井 紡 績 福 井 放 送	北 陸 機 械 工 業	旭 相 互 銀 行 熊 本	九 州 商 船
			富 山 地 方 鉄 道		日 本 ガ ス
			戸 出 物 産		南 国 交 通
			広 貫 堂		宮 崎 交 通
大 阪	指定銘柄なし	沢	北 日 本 放 送	本	宮 崎 銀 行
			福 井 相 互 銀 行		宮 崎 銀 行
札 幌	北 海 道 放 送 札 幌 テ レ ビ 放 送 丸 井 今 井 定 山 溪 鉄 道 日 本 清 酒	広 島	北 陸 コ ン ク リ ー ト 工 業	高 松	高 松 琴 平 電 気 鉄 道
			富 山 地 方 鉄 道		琴 平 参 宮 鉄 道
仙 台	指定銘柄なし	高 松	戸 出 物 産	高 松	土 佐 電 気 鉄 道
			廣 貫 堂		伊 予 鉄 道
名 古 屋	静 岡 鉄 道 静 岡 ガ ス 遠 州 鉄 道	松	中 越 レ ー ス 工 業	松	四 国 ガ ス
			山 口 銀 行 呉 相 互 銀 行		香 川 相 互 銀 行

昭和49年1月1日現在における店頭売買登録銘柄及び登録扱銘柄

協会名	銘柄	協会名	銘柄
東京証券工業協会	サンユー建設	東京証券工業協会	トヨロケン
	山田建設		島崎製作所
	都築電気工業		大東工業
	国際建設		水道機工
	太陽毛絲紡績		小倉クラッチ
	豊国産業		ニッポー
	日興酸素		日本ファーンエス工業
	山梨化成工業		浜井製作所
	郡是高分子工業		松久
	群栄化学工業		東京トランジスター工業
	細谷火工		日本電波工業
	ユニオンペイント		宝工業
	サンケイ化学		理化電機工業
	高砂ゴム工業		富士機械
	不二硝子		桜井製作所
	日本ゼニスパイプ		キャビン工業
深川製磁	富源産業		
日本化学陶業	大出産業		
新報国製鉄	暁印刷		
大和鋼帯	日本皮革		
東海金属	重松製作所		
北沢産業	ユアサ・フナシヨク		
伊原高圧継手工業	リーガル		
富士ディーゼル	横浜丸魚		
魚津製作所	日本アドレソグラフ		
朝比奈機械	鳥居薬品		
ミタチ電機	中道機械産業		
松田製作所	小松ストアー		
ブラコー	平和相互銀行		

(2) 卸売物価指数表

協会名	銘柄	協会名	銘柄
東京証券工業協会	日本貿易信用	大阪証券工業協会	岡本組
	太陽火災海上保険		丸山工業
	日本中央地所		白水化学工業
	盤梯観光		昭和電極
	吉田工務店		日本化学陶業
	秩父鉄道		森ゼンマイ鋼業
	京極運輸商事		信貴造船所
	佐渡汽船		松風陶歯製造
	品川倉庫建物		サンテレホン(7月頃上場予定)
	新潟放送		パルコ
	コマ・スタジアム		山陽百貨店
	国際観光会館		山陽相互銀行
	ホテルニューグランド		大阪港振興
	精養軒		市岡土地
	旧三井物産		一畑電気鉄道
	旧三菱商事		国際放映
日本銀行	琵琶湖ホテル		
モンテ酒造	旧三井物産		
日本特殊鋼	旧三菱商事		
山陽特殊鋼	日本銀行		
豊佐々電	大王製紙		
日鉄カーテンオール	山陽特殊製鋼		
日本針布	帝国金網		
サンウェーブ工業	サンウェーブ工業		

参 考 表

(1) 土地賃貸価格等級数表

(宅地は3.3平方メートル(坪)当り
 鉱泉地は一筆当り
 その他は10アール(反)当り)

等級	賃貸価格	等級	賃貸価格	等級	賃貸価格	等級	賃貸価格
1	5	31	230	61	5,100	91	48,000
2	6	32	260	62	5,400	92	51,000
3	7	33	300	63	5,700	93	54,000
4	8	34	350	64	6,000	94	57,000
5	9	35	400	65	6,500	95	60,000
6	10	36	450	66	7,000	96	65,000
7	12	37	500	67	7,500	97	70,000
8	14	38	550	68	8,000	98	75,000
9	16	39	600	69	8,500	99	80,000
10	18	40	650	70	9,000	100	85,000
11	20	41	700	71	9,500	101	90,000
12	23	42	800	72	10,000	102	95,000
13	26	43	900	73	11,000	103	100,000
14	30	44	1,000	74	12,000	104	110,000
15	35	45	1,200	75	13,000	105	120,000
16	40	46	1,400	76	14,000	106	130,000
17	45	47	1,600	77	15,000	107	140,000
18	50	48	1,800	78	16,000	108	150,000
19	55	49	2,000	79	18,000	109	160,000
20	60	50	2,200	80	20,000	110	170,000
21	65	51	2,400	81	22,000	111	180,000
22	70	52	2,600	82	24,000	112	190,000
23	80	53	2,800	83	26,000	113	200,000
24	90	54	3,000	84	28,000		
25	100	55	3,300	85	30,000		
26	120	56	3,600	86	33,000		
27	140	57	3,900	87	36,000		
28	160	58	4,200	88	39,000		
29	180	59	4,500	89	42,000		
30	200	60	4,800	90	45,000		

(備考)
 賃貸価格200円以上は、
 20円を、400円以上は
 50円を、700円以上は
 100円を、1,000円以上
 は200円を増すごとに
 一級を進めるものとする。

(2) 卸売物価指数

日本銀行調
 (昭和45年=100)

年別平均指数		各年毎月平均指数					
年 別	指 数	月 別	昭和45年 指 数	昭和46年 指 数	昭和47年 指 数	昭和48年 指 数	昭和49年 指 数
昭和45年	100.0	1月	99.4	99.4	98.4	105.9	141.9
" 46 "	99.2	2月	99.9	99.2	98.5	107.6	147.4
" 47 "	100.0	3月	100.2	99.1	98.7	109.6	148.4
" 48 "	115.8	4月	100.5	99.5	98.9	110.2	149.5
		5月	100.5	99.6	99.0	111.2	150.4
		6月	100.1	99.4	99.1	112.6	
		7月	100.0	99.5	99.2	114.8	
		8月	100.1	99.7	99.8	117.2	
		9月	100.1	99.3	100.5	119.3	
		10月	99.9	98.8	101.2	121.7	
		11月	99.7	98.6	102.7	125.6	
		12月	99.6	98.6	104.3	134.5	

(3) 土地価格推移表

1. 地域別全国市街地価格推移指数表

(昭和30年3月=100)

地域別 年次	最高価格地	商業地	住宅地	工業地	用途地域別 平均
昭和28年3月	52	54	55	54	54
" 9月	70	70	72	69	71
29年3月	84	87	85	84	85
" 9月	90	91	92	93	92
30年3月	100	100	100	100	100
" 9月	104	106	106	105	106
31年3月	114	114	114	113	114
" 9月	129	128	127	127	127
32年3月	143	146	144	149	146
" 9月	157	163	159	166	162
33年3月	172	175	177	181	178
" 9月	184	193	198	201	197
34年3月	209	216	219	225	220
" 9月	243	244	245	256	248
35年3月	283	282	269	293	280
" 9月	341	332	310	352	380
36年3月	400	385	371	449	399
" 9月	469	446	430	536	467
37年3月	506	478	469	589	507
" 9月	542	513	510	646	551
38年3月	582	561	542	701	594
" 9月	617	590	576	755	638
39年3月	654	628	617	812	677
" 9月	687	680	661	864	726
40年3月	699	712	707	911	768
" 9月	718	736	726	928	789
41年3月	742	759	751	939	808
" 9月	769	789	781	948	832
42年3月	815	838	826	982	875
" 9月	877	890	891	1,022	929
43年3月	941	954	962	1,083	994
" 9月	1,013	1,032	1,048	1,153	1,073
44年3月	1,096	1,117	1,152	1,240	1,165
" 9月	1,200	1,233	1,281	1,332	1,279
45年3月	1,306	1,333	1,412	1,449	1,395
" 9月	1,402	1,438	1,541	1,563	1,511
46年3月	1,485	1,523	1,662	1,667	1,614
" 9月	1,559	1,598	1,785	1,782	1,718
47年3月	1,630	1,690	1,902	1,905	1,827
" 9月	1,747	1,812	2,074	2,057	1,976
48年3月	1,999	2,047	2,453	2,373	2,286
" 9月	2,260	2,297	2,858	2,728	2,621

2. 地域別六大都市市街地価格推移指数表

(昭和30年3月=100)

地域別 年次	最高価格地	商業地	住宅地	工業地	用途地域別 平均
昭和28年3月	43	63	50	50	56
" 9月	62	82	65	63	73
29年3月	83	99	82	85	91
" 9月	88	99	96	92	97
30年3月	100	100	100	100	100
" 9月	102	104	108	106	106
31年3月	103	116	113	117	115
" 9月	114	125	130	136	130
32年3月	130	137	150	160	149
" 9月	139	152	172	188	171
33年3月	144	161	191	213	188
" 9月	153	163	211	240	205
34年3月	159	173	236	270	226
" 9月	185	197	269	311	257
35年3月	219	231	303	361	294
" 9月	262	291	348	486	380
36年3月	318	370	436	675	494
" 9月	389	471	557	915	644
37年3月	430	500	614	1,017	708
" 9月	442	524	693	1,107	778
38年3月	449	558	763	1,192	839
" 9月	465	598	846	1,301	915
39年3月	480	641	928	1,391	986
" 9月	513	678	998	1,465	1,047
40年3月	522	696	1,038	1,514	1,082
" 9月	531	703	1,050	1,516	1,090
41年3月	537	711	1,075	1,516	1,101
" 9月	541	716	1,107	1,520	1,114
42年3月	579	747	1,146	1,554	1,149
" 9月	595	774	1,210	1,602	1,196
43年3月	620	798	1,288	1,660	1,249
" 9月	647	846	1,395	1,742	1,328
44年3月	695	915	1,525	1,869	1,437
" 9月	756	988	1,676	2,017	1,560
45年3月	796	1,058	1,832	2,187	1,692
" 9月	843	1,114	2,012	2,378	1,835
46年3月	873	1,164	2,176	2,554	1,965
" 9月	906	1,211	2,338	2,717	2,088
47年3月	944	1,271	2,504	2,866	2,213
" 9月	1,002	1,374	2,811	3,138	2,441
48年3月	1,181	1,586	3,459	3,697	2,914
" 9月	1,353	1,767	4,005	4,192	3,321

(4) 全国木造建築費推移指数表

(昭和13年3月=100)

年次	木造建築費指数	28年3月を100とした指数	年次	木造建築費指数	28年3月を100とした指数
昭和28年3月	32,709	100	昭和38年9月	68,154	208
" 9	37,726	115	39 3	70,880	216
29 3	40,023	122	" 9	72,546	222
" 9	39,843	121	40 3	72,771	223
30 3	38,732	118	" 9	74,474	228
" 9	38,202	116	41 3	75,911	232
31 3	38,532	117	" 9	78,750	241
" 9	40,228	122	42 3	82,987	254
32 3	41,544	127	" 9	87,302	267
" 9	41,636	127	43 3	91,650	280
33 3	41,748	127	" 9	96,115	294
" 9	42,265	129	44 3	100,161	306
34 3	42,605	130	" 9	109,545	334
" 9	43,628	133	45 3	114,618	350
35 3	45,417	138	" 9	121,163	370
" 9	47,002	143	46 3	126,652	387
36 3	52,506	160	" 9	130,819	399
" 9	60,046	183	47 3	135,437	414
37 3	62,310	189	" 9	140,963	431
" 9	64,192	196	48 3	174,977	535
38 3	66,118	202	" 9	196,429	601

(5) 全国平均山元立木価額調 (毎年3月末現在) (利用材積1立方メートル当り)

年次	種別			指数(昭和21年=100)			対前年騰貴率			杉松平均指数
	杉	桧	松	杉	桧	松	杉	桧	松	
昭和28年	4,126	4,740	2,907	2,087	1,998	1,973	60%	68%	52%	2,019
29	5,405	5,980	3,702	2,735	2,521	2,512	31	26	27	2,591
30	4,478	5,046	2,976	2,265	2,127	2,020	△17	△16	△20	2,137
31	5,232	5,879	3,454	2,647	2,479	2,344	17	17	16	2,490
32	6,260	6,878	4,187	3,167	2,900	2,841	20	17	21	2,969
33	6,501	7,256	4,255	3,289	3,059	2,888	4	5	2	3,079
34	6,702	7,435	4,312	3,391	3,135	2,927	3	2	1	3,151
35	7,148	7,996	4,600	3,616	3,371	3,122	7	8	7	3,370
36	9,081	10,393	5,948	4,595	4,382	4,037	27	30	29	4,338
37	9,707	10,864	6,336	4,911	4,530	4,300	7	5	7	4,597
38	9,732	11,000	6,170	4,924	4,638	4,188	0	1	△3	4,583
39	9,653	10,839	6,048	4,884	4,570	4,105	△1	△1	△2	4,520
40	9,380	10,645	5,743	4,745	4,488	3,898	△3	△2	△5	4,377
41	9,757	11,284	5,915	4,936	4,758	4,015	4	6	3	4,570
42	11,432	14,305	7,001	5,774	6,036	4,763	17	27	18	5,524
43	12,879	17,420	7,738	6,505	7,350	5,264	13	22	11	6,378
44	13,375	19,494	7,827	6,755	8,225	5,324	4	12	1	6,768
45	13,168	21,352	7,677	6,651	9,009	5,222	△2	10	△2	6,961
46	12,040	19,772	7,022	6,081	8,343	4,777	△9	△7	△9	6,400
47	11,914	19,661	6,910	6,017	8,296	4,701	△1	△1	△2	6,338
48	16,574	28,137	9,499	8,371	11,872	6,462	39	43	37	8,902

(6) 複利表

年数	年8分の複利年金現価	年5分の複利現価	年8分の複利現価	年2分の複利終価	年数	年8分の複利年金現価	年5分の複利現価	年8分の複利現価	年2分の複利終価
1	0.925	0.953	0.925	1.020	26	10.809	0.282	0.135	1.673
2	1.788	0.908	0.857	1.040	27	10.931	0.268	0.125	1.706
3	2.577	0.864	0.793	1.061	28	11.051	0.256	0.115	1.741
4	3.321	0.823	0.735	1.082	29	11.158	0.243	0.103	1.775
5	3.992	0.784	0.680	1.104	30	11.257	0.232	0.099	1.811
6	4.622	0.747	0.630	1.126	31	11.349	0.221	0.092	1.847
7	5.206	0.711	0.583	1.148	32	11.434	0.210	0.085	1.884
8	5.746	0.677	0.540	1.171	33	11.513	0.200	0.078	1.922
9	6.246	0.645	0.500	1.195	34	11.586	0.191	0.073	1.960
10	6.710	0.614	0.463	1.218	35	11.651	0.182	0.067	1.999
11	7.138	0.585	0.428	1.243	36	11.717	0.173	0.062	2.039
12	7.536	0.557	0.397	1.268	37	11.775	0.165	0.057	2.080
13	7.903	0.531	0.367	1.293	38	11.828	0.157	0.053	2.122
14	8.244	0.506	0.340	1.319	39	11.874	0.150	0.049	2.164
15	8.559	0.482	0.315	1.345	40	11.924	0.143	0.046	2.208
16	8.851	0.459	0.291	1.372	41	11.967	0.136	0.042	2.252
17	9.121	0.437	0.270	1.400	42	12.006	0.129	0.039	2.297
18	9.371	0.416	0.250	1.428	43	12.043	0.123	0.036	2.343
19	9.603	0.396	0.231	1.456	44	12.077	0.117	0.033	2.390
20	9.818	0.377	0.214	1.485	45	12.108	0.112	0.031	2.437
21	10.016	0.359	0.198	1.515	46	12.137	0.106	0.029	2.486
22	10.200	0.342	0.183	1.545	47	12.164	0.101	0.026	2.536
23	10.371	0.326	0.170	1.576	48	12.186	0.097	0.024	2.587
24	10.528	0.311	0.157	1.608	49	12.212	0.092	0.023	2.638
25	10.674	0.296	0.146	1.640	50	12.233	0.088	0.021	2.691

- (注) 1. 複利年金現価は、観覧用の鉱泉地、営業権、鉱業権等の評価に使用する。
 2. 年8分の複利現価は、特許権、著作権、信託受益権、清算中の株式の評価に使用し、年5分の複利現価は借地権(借地権の転貸を含む。)又は地役権の設定に際し受ける特別の経済的利益を計算する場合(譲渡所得となるもの。)に使用する。
 3. 複利終価は、標準伐期令をこえる立木の評価に使用する。

(8) 簡易坪数換算表

1勺~9合9勺 坪(歩) → 平方メートル換算表

	0.00	0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09
0.0		0.0330	0.0661	0.0991	0.1322	0.1652	0.1983	0.2314	0.2644	0.2975
0.1	0.3305	0.3636	0.3966	0.4297	0.4628	0.4958	0.5289	0.5619	0.5950	0.6280
0.2	0.6611	0.6942	0.7272	0.7603	0.7933	0.8264	0.8595	0.8925	0.9256	0.9586
0.3	1.9917	1.0247	1.0578	1.0909	1.1239	1.1570	1.1900	1.2231	1.2561	1.2892
0.4	1.3223	1.3553	1.3884	1.4214	1.4545	1.4876	1.5206	1.5537	1.5867	1.6198
0.5	1.6528	1.6859	1.7190	1.7520	1.7851	1.8181	1.8512	1.8842	1.9173	1.9504
0.6	1.9834	2.0165	2.0495	2.0826	2.1157	2.1487	2.1818	2.2148	2.2479	2.2809
0.7	2.3140	2.3471	2.3801	2.4132	2.4462	2.4793	2.5123	2.5454	2.5785	2.6115
0.8	2.6446	2.6776	2.7107	2.7438	2.7768	2.8099	2.8429	2.8760	2.9090	2.9421
0.9	2.9752	3.0082	3.0413	3.0743	3.1074	3.1404	3.1735	3.2066	3.2396	3.2727

1坪~9坪

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0		3.3057	6.6115	9.9173	13.2231	16.5289	19.8347	23.1405	26.4462	29.7520
10	33.0573	36.3636	39.6694	42.9752	46.2809	49.5867	52.8925	56.1983	59.5041	62.8099
20	66.1157	69.4214	72.7272	76.0330	79.3388	82.6446	85.9504	89.2561	92.5619	95.8677
30	99.1735	102.4793	105.7851	109.0909	112.3966	115.7024	119.0082	122.3140	125.6198	128.9256
40	132.2314	135.5371	138.8429	142.1487	145.4545	148.7603	152.0661	155.3719	158.6776	161.9834
50	165.2892	168.5950	171.9008	175.2066	178.5123	181.8181	185.1239	188.4297	191.7355	195.0413
60	198.3471	201.6528	204.9586	208.2644	211.5702	214.8760	218.1818	221.4876	224.7933	228.0991
70	231.4049	234.7107	238.0165	241.3223	244.6280	247.9338	251.2396	254.5454	257.8512	261.1570
80	264.4628	267.7685	271.0743	274.3801	277.6859	280.9917	284.2975	287.6033	290.9090	294.2148
90	297.5206	300.8264	304.1322	307.4380	310.7438	314.0495	317.3553	320.6611	323.9669	327.2727

100坪~9,900坪

	0	100	200	300	400	500	600	700	800	900
0		330.5735	661.1570	991.7355	1322.3140	1652.8925	1983.4710	2314.0495	2644.6280	2975.2066
1,000	3305.7351	3636.3636	3966.9421	4297.5206	4628.0991	4958.6776	5289.2561	5619.8347	5950.4132	6280.9917
2,000	6611.5702	6942.1487	7272.7272	7603.3057	7933.8842	8264.4628	8595.0413	8925.6198	9256.1983	9586.7768
3,000	9917.3553	10247.9338	10578.5123	10909.0908	11239.6694	11570.2479	11900.8264	12231.4049	12561.9834	12892.5619
4,000	13223.1404	13553.7189	13884.2975	14214.8760	14545.4545	14876.0330	15206.6115	15537.1900	15867.7685	16198.3470
5,000	16528.9256	16859.5041	17190.0826	17520.6611	17851.2396	18181.8181	18512.3966	18842.9751	19173.5536	19504.1322
6,000	19834.7107	20165.2892	20495.8677	20826.4462	21157.0247	21487.6032	21818.1817	22148.7603	22479.3388	22809.9173
7,000	23140.4958	23471.0743	23801.6528	24132.2313	24462.8098	24793.3884	25123.9669	25454.5454	25785.1239	26115.7024
8,000	26446.2809	26776.8594	27107.4379	27438.0164	27768.5950	28099.1735	28429.7520	28760.3305	29090.9090	29421.4875
9,000	29752.0660	30082.6445	30413.2231	30743.8016	31074.3801	31404.9586	31735.5371	32066.1156	32396.6941	32727.2726

(9) 簡易平方メートル換算表

0.01平方メートル~0.99平方メートル 平方メートル → 坪(歩)換算表

	0.00	0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09
0.0		0.0030	0.0060	0.0090	0.0121	0.0151	0.0181	0.0211	0.0242	0.0272
0.1	0.0302	0.0332	0.0363	0.0393	0.0423	0.0453	0.0484	0.0514	0.0544	0.0574
0.2	0.0605	0.0635	0.0665	0.0695	0.0726	0.0756	0.0786	0.0816	0.0847	0.0877
0.3	0.0907	0.0937	0.0968	0.0998	0.1028	0.1058	0.1089	0.1119	0.1149	0.1179
0.4	0.1210	0.1240	0.1270	0.1300	0.1331	0.1361	0.1391	0.1421	0.1452	0.1482
0.5	0.1512	0.1542	0.1573	0.1603	0.1633	0.1663	0.1694	0.1724	0.1754	0.1784
0.6	0.1815	0.1845	0.1875	0.1905	0.1936	0.1966	0.1996	0.2026	0.2057	0.2087
0.7	0.2117	0.2147	0.2178	0.2208	0.2238	0.2268	0.2299	0.2329	0.2359	0.2389
0.8	0.2420	0.2450	0.2480	0.2510	0.2541	0.2571	0.2601	0.2631	0.2662	0.2692
0.9	0.2721	0.2752	0.2783	0.2813	0.2843	0.2873	0.2904	0.2934	0.2964	0.2994

1平方メートル~99平方メートル

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0		0.3025	0.6050	0.9075	1.2100	1.5125	1.8150	2.1175	2.4200	2.7225
10	3.0250	3.3275	3.6300	3.9325	4.2350	4.5375	4.8400	5.1425	5.4450	5.7475
20	6.0500	6.3525	6.6550	6.9575	7.2600	7.5625	7.8650	8.1675	8.4700	8.7725
30	9.0750	9.3775	9.6800	9.9825	10.2850	10.5875	10.8900	11.1925	11.4950	11.7975
40	12.1000	12.4025	12.7050	13.0075	13.3125	13.6125	13.9150	14.2175	14.5200	14.8225
50	15.1250	15.4275	15.7300	16.0325	16.3350	16.6375	16.9400	17.2425	17.5450	17.8475
60	18.1500	18.4525	18.7550	19.0550	19.3600	19.6625	19.9650	20.2675	20.5700	20.8725
70	21.1750	21.4775	21.7800	22.0825	22.3850	22.6875	22.9900	23.2925	23.5950	23.8975
80	24.2000	24.5025	24.8050	25.1075	25.4100	25.7125	26.0150	26.3175	26.6200	26.9225
90	27.2250	27.5275	27.8300	28.1325	28.4350	28.7375	29.0400	29.3425	29.6450	29.9475

100平方メートル~9,900平方メートル

	0	100	200	300	400	500	600	700	800	900
0		30.2500	60.5000	90.7500	121.0000	151.2500	181.5000	211.7500	242.0000	272.2500
1,000	302.5000	332.7500	363.0000	393.2500	423.5000	453.7500	484.0000	514.2500	544.5000	574.7500
2,000	605.0000	635.2500	665.5000	695.7500	726.0000	756.2500	786.5000	816.7500	847.0000	877.2500
3,000	907.5000	937.7500	968.0000	998.2500	1028.5000	1058.7500	1089.0000	1119.2500	1149.5000	1179.7500
4,000	1210.0000	1240.2500	1270.5000	1300.7500	1331.2500	1361.2500	1391.5000	1421.7500	1452.0000	1482.2500
5,000	1512.5000	1542.7500	1573.0000	1603.2500	1633.5000	1663.7500	1694.0000	1724.2500	1754.5000	1784.7500
6,000	1815.0000	1845.2500	1875.5000	1905.7500	1936.0000	1966.2500	1996.5000	2026.7500	2057.0000	2087.2500
7,000	2117.5000	2147.7500	2178.0000	2208.2500	2238.5000	2268.7500	2299.0000	2329.2500	2359.5000	2389.7500
8,000	2420.0000	2450.2500	2480.5000	2510.7500	2541.0000	2571.2500	2601.5000	2631.7500	2662.0000	2692.2500
9,000	2722.5000	2752.7500	2783.0000	2813.2500	2843.5000	2873.7500	2904.0000	2934.2500	2964.5000	2994.7500

(9) 度量衡換算表

(1) 尺度換算表

センチメートル	1	100	100000	3.0803	30.303	181.818	10909.09	392727
メートル	0.01	1	1000	0.0803	0.303	1.81818	109.0909	3927.27
キロメートル	0.00001	0.001	1	0.00003	0.0003	0.001818	0.10909	3.92727
寸	0.33	33	33000	1	10	60	3600	129600
尺	0.033	3.3	3300	0.1	1	6	360	12960
間	0.0055	0.55	550	0.01667	0.16667	1	60	2160
町	0.00009	0.009167	9.16667	0.00028	0.00278	0.01667	1	36
里	0.000003	0.000255	0.254629	0.000008	0.000077	0.00046	0.02778	1

(2) 面積換算表

平方メートル	1	1000000	100	10000	0.09183	3.30579	99.1736	991.736	9917.36
平方キロメートル	0.000001	1	0.0001	0.01	—	0.000003	0.000099	0.000992	0.009917
アール	0.01	10000	1	100	0.00092	0.03306	0.99174	9.91736	99.1736
ヘクタール	0.0001	100	0.01	1	0.000009	0.00033	0.00992	0.09917	0.99174
平方尺	10.89	—	1089	108900	1	36	1080	10800	108000
坪 (歩)	0.3025	302500	30.25	3025	0.02778	1	30	300	3000
畝	0.01008	10083.3	1.00833	100.833	0.000926	0.0333	1	10	100
反歩	0.001008	1008.33	0.10083	10.0833	0.000093	0.00333	0.1	1	10
町歩	0.0001	100.833	0.01008	1.00833	0.000009	0.00033	0.01	0.1	1

(3) 容積換算表

立方センチメートル	1	1000000	1000	27.826	27826.47	180.391	18039.1	180391	180391
立方メートル	0.000001	1	0.001	0.000028	0.02783	0.00018	0.001804	0.018039	0.180391
リットル	0.001	1000	1	0.02783	27.826	0.18039	1.80391	18.0391	180.391
立方寸	0.0359	35937	35.937	1	1000	6.4827	64.827	648.271	6482.71
立方尺	0.000036	35.937	0.0359	0.001	1	0.00648	0.0648	0.64827	6.4827
合	0.00554	5543.52	5.54352	0.15425	154.254	1	10	100	1000
升	0.00055	554.352	0.55435	0.01543	15.425	0.1	1	10	100
斗	0.000055	55.435	0.05544	0.00154	1.5425	0.01	0.1	1	10
石	0.000006	5.5435	0.00554	0.000154	0.15425	0.001	0.01	0.1	1

(注) 立木材積の場合 1立方メートル = 3.5937石 1石 = 0.2783立方メートル

(10) 素材1立方メートル当り価額の1石当り価額換算概数表

立方メートル当	0円	100円	200円	300円	400円	500円	600円	700円	800円	900円
3,000円	880	860	890	920	950	970	1,000	1,030	1,060	1,080
4,000	1,110	1,140	1,170	1,200	1,220	1,250	1,280	1,310	1,330	1,360
5,000	1,390	1,420	1,450	1,470	1,500	1,530	1,560	1,580	1,610	1,640
6,000	1,670	1,700	1,720	1,750	1,780	1,810	1,830	1,860	1,890	1,920
7,000	1,950	1,970	2,000	2,030	2,060	2,090	2,110	2,140	2,170	2,200
8,000	2,220	2,250	2,280	2,310	2,340	2,360	2,390	2,420	2,450	2,470
9,000	2,500	2,530	2,560	2,590	2,610	2,640	2,670	2,700	2,730	2,750
10,000	2,780	2,810	2,840	2,860	2,890	2,920	2,950	2,970	3,000	3,030
11,000	3,060	3,090	3,110	3,140	3,180	3,200	3,220	3,250	3,280	3,310
12,000	3,340	3,360	3,390	3,420	3,460	3,480	3,500	3,530	3,560	3,590
13,000	3,610	3,640	3,670	3,700	3,730	3,750	3,780	3,810	3,840	3,860
14,000	3,890	3,920	3,950	3,980	4,000	4,030	4,060	4,090	4,110	4,140
15,000	4,170	4,200	4,230	4,250	4,280	4,310	4,340	4,360	4,390	4,420
16,000	4,450	4,470	4,500	4,530	4,560	4,590	4,610	4,640	4,670	4,700
17,000	4,730	4,750	4,780	4,810	4,840	4,870	4,890	4,920	4,950	4,980
18,000	5,010	5,030	5,060	5,090	5,120	5,140	5,170	5,200	5,230	5,250
19,000	5,290	5,310	5,340	5,370	5,390	5,420	5,450	5,480	5,500	5,530
20,000	5,570	5,590	5,620	5,640	5,670	5,700	5,730	5,750	5,780	5,810
21,000	5,850	5,870	5,890	5,920	5,950	5,980	6,000	6,030	6,060	6,090
22,000	6,130	6,140	6,170	6,200	6,230	6,260	6,280	6,310	6,340	6,370
23,000	6,410	6,420	6,450	6,480	6,510	6,530	6,560	6,590	6,620	6,640
24,000	6,690	6,700	6,730	6,760	6,780	6,810	6,840	6,870	6,890	6,920
25,000	6,970	6,980	7,010	7,030	7,060	7,090	7,120	7,140	7,170	7,200
26,000	7,250	7,260	7,280	7,310	7,340	7,370	7,390	7,420	7,450	7,480
27,000	7,530	7,530	7,560	7,590	7,620	7,650	7,670	7,700	7,730	7,760
28,000	7,810	7,810	7,840	7,870	7,900	7,920	7,950	7,980	8,000	8,030
29,000	8,090	8,090	8,120	8,150	8,170	8,200	8,230	8,260	8,280	8,310
30,000	8,390	8,370	8,400	8,420	8,450	8,480	8,510	8,530	8,560	8,590

使用例

素材1立方メートル当りの価額 11,600円の場合は左欄 11,000円と上欄 600円の交差したところの金額 8,220円が1石当りの価額である。

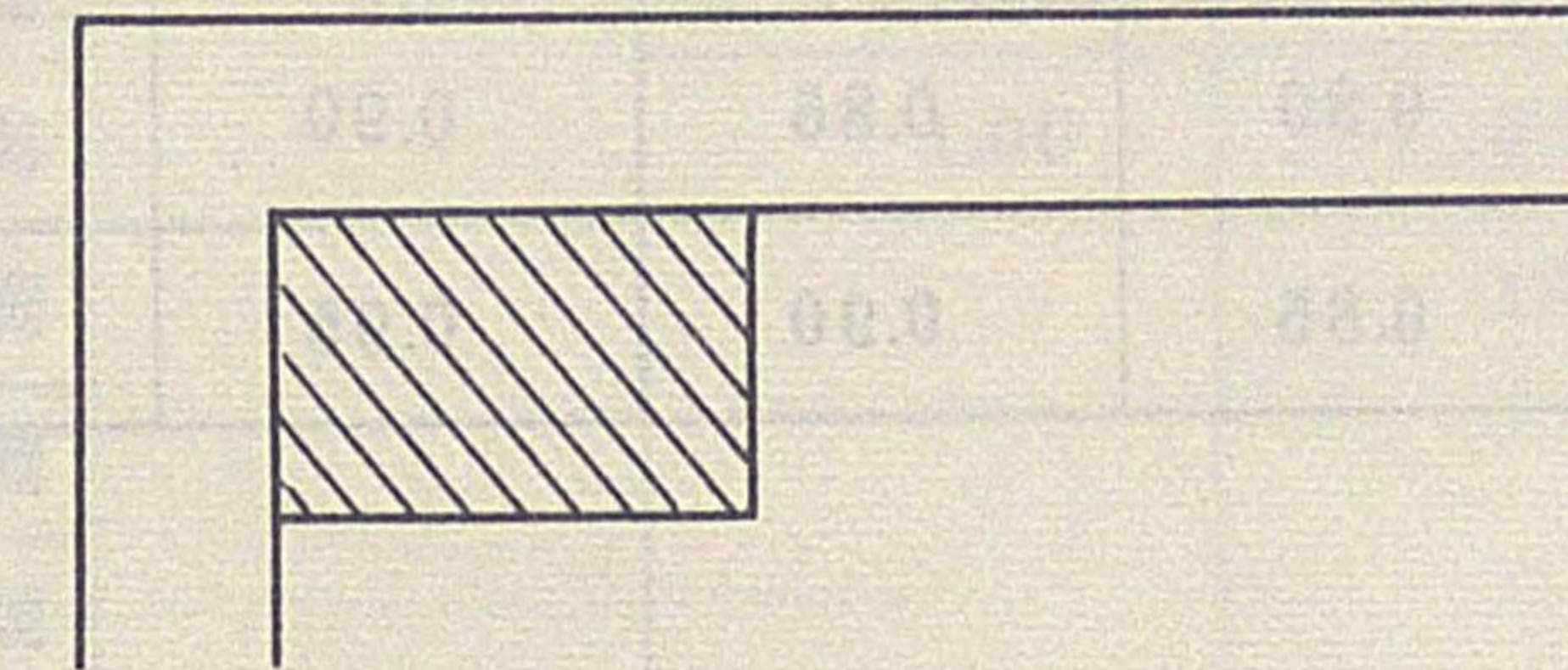
(11) 奥行価格通減率表

奥行 距離(メートル)	地区区分				
	繁華街 高度商業地区	普通商業地区 併用住宅地区	普通住宅地区 家内工業地区	中小工場地区	大工場地区
16.36未満	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
16.36以上 18.18未満	0.99				
18.18以上 20.00未満	0.98	0.99			
20.00以上 21.81未満	0.97				
21.81以上 23.63未満	0.96	0.98			
23.63以上 25.45未満	0.95	0.97	0.99		
25.45以上 27.27未満	0.93	0.96			
27.27以上 29.09未満	0.92	0.95	0.98		
29.09以上 30.90未満	0.90	0.93	0.97		
30.90以上 32.72未満	0.89	0.92			
32.72以上 34.54未満	0.87	0.91	0.96		
34.54以上 36.36未満	0.86	0.90	0.95		
36.36以上 38.18未満	0.84	0.89	0.94		
38.18以上 40.00未満	0.83	0.88	0.93		
40.00以上 41.81未満	0.81	0.87			
41.81以上 43.63未満	0.80	0.86	0.92		
43.63以上 45.45未満	0.79	0.85	0.91		
45.45以上 47.27未満	0.78	0.84		0.98	
47.27以上 49.09未満	0.77	0.83	0.90		
49.09以上 50.90未満	0.76	0.82			
50.90以上 52.72未満	0.75	0.81	0.89		
52.72以上 54.54未満	0.74	0.80			
54.54以上 56.36未満	0.73	0.79	0.88		
56.36以上 58.18未満	0.72	0.78			
58.18以上 60.00未満	0.71	0.77		0.96	
60.00以上 61.81未満	0.70	0.76	0.87		
61.81以上 63.63未満	0.69	0.75			
63.63以上 65.45未満	0.68	0.74		0.94	
65.45以上 67.27未満	0.67	0.73	0.86		
67.27以上 69.09未満	0.66	0.72			
69.09以上 70.90未満		0.71			
70.90以上 72.72未満	0.65	0.70	0.85		
72.72以上 81.81未満	0.64	0.69	0.84	0.92	
81.81以上 90.90未満	0.62	0.68	0.83	0.90	
90.90以上 100.00未満	0.61	0.67	0.82	0.88	
100.00以上 109.09未満		0.66	0.81	0.86	
109.09以上	0.60	0.65	0.80	0.85	

(12) 側方路線影響加算率表

地区区分	加算率	
	角地の場合	準角地の場合
繁華街 高度商業地区	0.150	0.075
普通商業地区 併用住宅地区	0.100	0.050
普通住宅地区 家内工業地区	0.070	0.035
中小工場地区 大工場地区	0.050	0.025

(注) 準角地とは、図のように一系統の路線の屈折部の内側に位置するものをいう。



(13) 二方路線影響加算率表

地区区分	加算額
繁華街 高度商業地区	0.07
普通商業地区 併用住宅地区	0.05
普通住宅地区 家内工業地区	0.03
中小工場地区 大工場地区	0.03

(14) 三角地補正率表

(1) 角度補正率表

最小角	10度未満	10度以上 15度未満	15度以上 20度未満	20度以上 30度未満	30度以上 45度未満	45度以上
底角	0.80	0.85	0.89	0.92	0.95	0.97
対角	0.75	0.81	0.86	0.90	0.93	0.95

(注) 逆三角地及び盲地の三角地補正は、再小角が底角の場合であっても、対角の場合の補正率を適用するものとする。

(2) 面積補正率表

面積 最小角	99.17 平方メートル 未満	99.17 平方メートル以上 132.23 平方メートル未満	132.23 平方メートル以上 165.28 平方メートル未満	165.28 平方メートル以上 330.57 平方メートル未満	330.57 平方メートル以上 991.73 平方メートル未満	991.73 平方メートル以上 3,305.78 平方メートル未満	3,305.78 平方メートル 以上
	30度未満	0.75	0.75	0.80	0.85	0.90	0.95
30度以上	0.80	0.85	0.85	0.90	0.95	0.98	0.98

(15) 間口狭小補正率表

間口距離(メートル)	地区区分					
	繁華街 高度商業地区	普通商業地区 併用住宅地区	普通住宅地区 家内工業地区	中小工場地区	大工場地区	
1.81未満	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	
1.81以上 3.63未満	0.90	0.90	0.86	0.84	0.82	
3.63以上 5.45未満	1.00	0.97	0.95	0.92	0.84	
5.45以上 7.27未満		1.00	0.99	0.96	0.90	
7.27以上 9.09未満			1.00	0.99	0.95	
9.09以上 10.90未満				1.00	0.97	
10.90以上 14.54未満					0.98	
14.54以上 18.18未満					0.99	
18.18以上					1.00	

(16) 奥行長大補正率表

奥行距離 間口距離	4以上5未満	5以上6未満	6以上7未満	7以上8未満	8以上9未満	9以上
	0.99	0.98	0.97	0.95	0.92	0.90

(17) 奥行短小補正率表

奥行距離(メートル)	地区区分					
	繁華街 高度商業地区	普通商業地区 併用住宅地区	普通住宅地区 家内工業地区	中小工場地区	大工場地区	
1.81以上 3.63未満	0.95	0.91	0.90	0.86	0.80	
3.63以上 5.45未満	0.98	0.96	0.95	0.90	0.82	
5.45以上 7.27未満	1.00	0.98	0.98	0.93	0.84	
7.27以上 9.09未満		1.00	0.99	0.95	0.86	
9.09以上 10.90未満			1.00	0.96	0.88	
10.90以上 12.72未満				0.97	0.90	
12.72以上 14.54未満				0.98	0.92	
14.54以上 16.36未満				0.99	0.93	
16.36以上 18.18未満				1.00	0.94	
18.18以上 20.00未満					0.95	
20.00以上 21.81未満					0.96	
21.81以上 23.63未満					0.97	
23.63以上 25.45未満					0.98	
25.45以上 27.27未満					0.98	
27.27以上 29.09未満					0.99	
29.09以上 30.90未満					0.99	
30.90以上 32.72未満					0.99	
32.72以上 34.54未満					0.99	
34.54以上 36.36未満					0.99	
36.36以上					1.00	

(18) 崖地補正率表

崖地地積	0.10 以上	0.20 以上	0.30 以上	0.40 以上	0.50 以上
総地積	0.20 未満	0.30 未満	0.40 未満	0.50 未満	0.60 未満
補正率	0.95	0.90	0.85	0.80	0.75
崖地地積	0.60 以上	0.70 以上	0.80 以上	0.90 以上	0.95 以上
総地積	0.70 未満	0.80 未満	0.90 未満	0.95 未満	
補正率	0.70	0.65	0.60	0.55	0.50

(19) 山林所得概算経費率等一覧表

年 分	概算経費率	植林費特別控除額
昭和 36 年 分	30 %	
〃 37 年 分	30	
〃 38 年 分	30	
〃 39 年 分	33	
〃 40 年 分	32	1ヘクタール当り 75,000円
〃 41 年 分	30	80,000
〃 42 年 分	26	90,000
〃 43 年 分	30	100,000
〃 44 年 分	30	110,000
〃 45 年 分	30	120,000
〃 46 年 分	33	130,000
〃 47 年 分	33	130,000
〃 48 年 分	30	-

(20) 相続税等の速算表

1. 相続税の速算表 (昭和41年1月1日以降適用)

法定相続人の取得金額	率	控除額	法定相続人の取得金額	率	控除額
千円以下	%	千円	千円超	%	千円
600	10	—	18,000	45	2,405
千円超					
600	15	30	30,000	50	3,905
1,500	20	105	50,000	55	6,405
3,000	25	255	75,000	60	10,155
5,000	30	505	100,000	65	15,155
8,000	35	905	150,000	70	22,655
12,000	40	1,505			

2. 贈与税の速算表 (昭和41年1月1日以降適用)

課税価格	税率	控除額	課税価格	税率	控除額
千円以下	%	千円	千円超	%	千円
300	10	—	3,000	45	445
千円超					
300	15	15	4,000	50	645
500	20	40	7,000	55	995
700	25	75	10,000	60	1,495
1,000	30	125	15,000	65	2,245
1,400	35	195	30,000	70	3,745
2,000	40	295			

YQ2

193



00994975